

総務文教委員会記録

○開催日時

平成27年6月26日 午前10時～午後3時56分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長	持原秀行	委員	今塩屋裕一
副委員長	帯田裕達	委員	福元光一
委員	井上勝博	委員	徳永武次

○欠席委員

委員 佃昌樹

○紹介議員

議員 成川幸太郎

○その他の議員

議員	中島由美子	議員	森満晃
議員	谷津由尚		

○説明のための出席者

総務部長 今吉俊郎
総務課長 田代健一
秘書室長 鬼塚雅之
文書法制室長 堀ノ内孝
財政課長 今井功司
財産活用推進課長 平原一洋
税務課長 山口秀昭
収納課長 有村辰也
契約検査課長 堂元清憲
危機管理監 新屋義文
防災安全課長 角島栄
原子力安全対策室長 遠矢一星

会計課長 今吉美智子

消防局長 新盛和久
次長兼警防課長 福山忠雄
消防総務課長 鶴屋豊文
西部消防署長 有村淳一

教育部長 中川清
教育総務課長 鮫島芳文
学校教育課長 原之園健児
主幹兼学事グループ長 松田啓美
社会教育課長 徳留真理子
主幹兼社会教育グループ長 砂岳里子
文化課長 岩元ひとみ
文化課専門職 村岡斎哲
少年自然の家所長 峯満彦
中央図書館長 本野啓三
主幹兼図書館グループ長 平山真理

選挙管理委員会事務局長 森園一春

監査事務局長
公平委員会事務局長 火野坂博行

議会事務局長 田上正洋
議事調査課長 道場益男

○事務局職員

議 会 事 務 局 長 田 上 正 洋
主幹兼議事グループ長 瀬戸口 健 一

議 事 グ ル ー プ 員 柳 裕 子

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第9号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、 2016年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課 (社 会 教 育 課)
(所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館)
議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 化 課
議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	中 央 図 書 館
(所管事務調査)	少 年 自 然 の 家
議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 請願第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書 (所管事務調査)	財 政 課
議案第60号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
(所管事務調査)	総 務 課
(所管事務調査)	秘 書 室
(所管事務調査)	文 書 法 制 室
(所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
(所管事務調査)	契 約 検 査 課
議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
(所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
(所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	会 計 課
(所管事務調査)	監 査 事 務 局 公 平 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	議 事 調 査 課

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための 2 0 1 6 年度政府予算に係る意見書の提出について（追加日程）	—
地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について（追加日程）	—

△開 会

○委員長（持原秀行）ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めてまいります。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合には、委員長において随時許可をいたします。

△消防局の審査

○委員長（持原秀行）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）議案第80号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）消防総務課でございます。

それでは、議案第80号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算について説明いたします。

薩摩川内市各会計予算書予算に関する説明書（第1回補正）を御準備ください。

初めに、歳出から御説明申し上げますので、27ページをお開きください。よろしいでしょうか。

9款1項消防費4目非常備消防施設費では、補正額1,321万2,000円の増額で、内容といまして、右側説明欄にあります非常備消防車両等購入費の事項で、甕島地域の消防団に配備しております小型動力ポンプ7台の備品購入費1,256万9,000円と、小型動力ポンプを車に固定する架台を改修するための委託料64万3,000円を措置したところであります。

また、特定離島ふるさとおこし推進事業による事業内示を受け、事業の計上を行っております。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、10ページをお開きください。

16款県支出金2項県補助金7目消防費補助金1,005万2,000円で、これは先ほど申し上げましたが、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金であります。

なお、補助率は10分の8でございます。

以上で、消防局所管に係る説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○次長兼警防課長（福山忠雄）それでは、私のほうから所管事務につきまして一括して御説明申し上げますので、委員会資料を御準備ください。

まず、1ページでございますが、人命救助事業にかかわります一般消防協力者表彰でございます。

23日付けの南日本新聞にも掲載されましたが、概要に記載のとおり、5月8日17時ごろに発生しました川内川での落水事故におきまして、川内高校の漕艇部生徒2名と顧問の先生及び川内北中学校の生徒の機敏な行動によりまして、転落した児童を外傷等のけがもなく無事に救助したものでございます。

下段の防災研究センターの利用状況でございますが、開館から6月15日現在で7,637人の方々に研修していただいております。

来庁された方々の市内外及び年代別につきましては、資料に記載のとおりでございます。

今後も引き続き周知広報に努め、防災研修センターを活用し、市民の方々の防火・防災意識の高揚を図ってまいります。

続きまして、2ページをごらんください。

消防職員・団員の研修等につきまして、上段は、消防職員、団員及び市職員合同で原子力防災に関する研修を、下段は各署の最小の活動隊になります各分隊の分隊長を対象としまして、隊員への指導力のスキルアップを図り、あわせて組織力の向上を目的とした研修を実施いたしました。

なお、今後も各職責に応じました研修を実施予定でございます。

続きまして、3ページでございますが、3月からの自主防災組織等の訓練実施状況でございます。この中でまことに申しわけございませんが、記載漏れがございまして、ここに書いてございます8回、403人に合わせまして、これ以外に先ほど説明いたしました防災研修センターの利用者の中に、自主防災組織の訓練の一環として研修を受けられた組織が11団体、313人も含まれております。それで、自主防災組織等の訓練実施状況は、合計しますと19回で716人となっているところでございます。

今後も引き続き、災害発生時に的確に対応できる自主防災組織の体制づくりに職員一丸となって取り組んでまいります。

続きまして、4ページをごらんください。

今月の16日から、防災研修センターの視聴覚室におきまして、梅雨時期に合わせ土砂災害の怖さ、事前の備えや早期避難の重要性について、現場写真を通して広く市民の皆様に周知することを目的に、「広島土砂災害に学ぶ」写真パネル展を7月17日まで開催しております。

展示内容は記載のとおり、広島市消防局などからの情報提供をいただきました被災現場や災害活動現場写真等を展示しております。

下段につきましては、各消防署の見学の状況について記載しております。

続きまして、5ページになります。

上段の泡放出訓練は、西部消防署の大型化学車と南部分署の大型高所放水車で実際に消火薬剤を使用しました泡放出訓練を実施いたしました。

下段の鹿児島県消防救助技術指導会は、本市から全7種目53人が参加いたしましたが、大会当日の9時59分に発生いたしました口永良部島新岳の爆発的噴火に伴いまして、大会は競技途中で中止となっております。

また、九州消防救助技術大会の派遣につきましては、競技が終了しました3種目は競技成績に基づきまして、実施されなかった4種目は抽選で派遣選考が行われ、本市からは既に競技が終了しました障害突破の部で1チームが九州大会へ出場することになっております。

続きまして、6ページをごらんください。

上段は長島町で実施されました鹿児島県総合防

災訓練に、鹿児島県消防相互応援協定に基づきまして本市から調査隊と救急隊の2隊6人が参加しております。

次に、消防団の活動状況等につきまして御説明いたします。

まず、(1)の6月現在の人員でございますが、条例定数1,329人に対しまして、実員は1,271人で、充足率は95.6%でございます。

なお、分団ごとの人員の状況につきましては、最終の9ページに添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、(2)の新入団員等の研修でございますが、本年4月に入団いたしました42人の新入団員を対象に、市内3カ所で研修を実施いたしております。

なお、当日参加できなかった団員や、5月以降に新たに入団された団員を含めまして、全ての新入団員に対しまして研修を実施する予定であります。

資料は7ページになります。

(3)の平成27年度川内川水防演習(下流地区)につきましては、例年さつま町と隔年おきに実施しております。本年は5月17日にさつま町で開催され、消防職員、団員87人が参加しまして、水防工法等の訓練を実施いたしております。

(4)の消防団協力事業所訪問は、消防団員を3人以上雇用していただいております事業所の65事業所につきまして、消防局長、消防団長が直接訪問しまして、日ごろの消防団活動に対しましてお礼と、あわせて引き続き今後の協力をお願いしたところでございます。

続きまして、8ページをごらんください。

火災・救急の発生状況につきまして御説明申し上げます。

(1)の表になりますが、5月末現在、火災は18件発生し、対前年比5件の減、救急は1,705件で30件の減となっております。

地域別・月別の火災・救急の状況は(3)のとおりでございます。

なお、火災の地域別で特に甕島地域では、平成25年10月から現在まで、約1年8カ月になりますが、一件の火災も発生していないところでございます。

また、火災の種別では、建物火災のうち半焼以上の炎上火災が昨年と比較しまして4件増加して

おりまして、これが火災損害額の増につながっております。逆に、火入れ、たき火等のその他火災は7件減少しているところでございます。

救急の種別につきましては、特に交通事故が減少しているところでございます。

以上で、消防局の所管事務の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（帯田裕達） この前、僕も一般質問で南部分署の救急車の配備と、それから甌の常備消防のことも質問したんですが。企画のほうで甌はひとつ推進室とか設置されているんだけど、その中でそんな話が出ているのか、協議会もつくられているということですが、それと南部は市長の答弁でもコミュニティの方々やらいろいろ意見を聞いてという話もありました。特に、飲食店も多く、商店とかかなり密集しているところですので、その辺はどのような経過があるのか、今どのようなことで話し合いがなされているのか、今の状況だけでもよろしくお願いします。

○消防局長（新盛和久） 帯田委員のほうから2点ほど御質問でございました。

まず、南部分署への救急隊の配置でございますが、答弁の中でも新庁舎が移転したことによってどういった影響があるかという分析で、現在詳細に検討中であるというような話をしたところでございます。救急隊を増隊するというのは、どうしても人の問題が出てまいりますので、非常にその辺につきましてはもっともっと深く協議をする必要があるというふうに考えております。今考えているところでは、例えば昼間だけ南部分署のほうに救急車を移動配備させて、そしてそこから救急出動を応じた場合の影響はどうかとか、いろんな部分についてまだ資料を取る必要があるのかなというふうに考えております。3月の議会の中でも約60%の人口あるいは救急件数を管轄する南部分署になっておりますので、そういう部分についてこれから詳細に検討していきたいというふうに考えているところであります。

次に、甌島分署の職員についてでございますが、これにつきましては現在、採用をどうするかという分について検討しているところでございまして、そういった部分が詳細に決まりましたら、また議

会のほうにも御報告させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（持原秀行） ほかにありませんか。

○委員（徳永武次） 自主防災組織は、各自治会にもほとんど組織としてはできていると思うんですね。こうして見てみますと、訓練をされるところはもう何回も1年ごとに毎年やられるところもあるような気がします。だから、これから先、この防災訓練を広めていくには、やっぱりなかなかやってもらえない自治会もあると思うんですね。だから、そこをどうするかということではないかなと思っているんですよ。だから、これは当然、自治会長が年々年々代わって、なかなかコミュニティ自体でも難しい部分もありますので、これは提案ですけど、4月初めの自治会長が決まった時点で、例えばコミュニティ単位であるとか、分団単位であるとか、そういうふうに自治会長みずからをやはりこの訓練を受けていただくような、何かそういう形ができれば、意識改革は進んでいくんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうかね。

○次長兼警防課長（福山忠雄） ただいま委員御指摘のとおり、自主防災組織の訓練というのは、東日本大震災をピークに、あのときで60%ぐらいまで上がりましたが、それからどんどんどんどん下がってきておりまして、今40を切る状況でございます。御指摘がありましたとおり、なかなか自治会長さんも毎年交代されたりとか、いろいろと変わっておりまして、いわゆる仕方がわからない、どんなふうにしてやるかわからないということで、各自治会の私も出れます総会であつたりとか、あるいはこの前までありましたけども、地域防災連絡調整会議とか、これに職員が出まして、訓練の進め方であつたりとかやり方であつたりとかというのは御説明しております。また、あわせて、リストを持っておりますので、訓練をされてない自主防災組織につきましては、各管轄の署長が自治会長のところに出向いていきまして御説明をしているところでございます。

今、御提案ありました自治会長さん方、あるいは自治会の防災担当の方々をまず集めまして、やるということも非常に有効な手段ではないかと考えておりますので、今後また検討させていただきたいと思っております。

○委員（福元光一） 2点だけ伺いたいします。

5ページの1点目、泡放出訓練、これはどういう訓練をされるのか。東日本大震災のときにはあらゆるコンテナの油が海に流れて、それで陸に迫ってくる、それを想定して、今ある川内原子力発電所も海から火が来た場合に、発電所に移らないように何メートルかをずっと海岸べたを伐採して、そういうふうに対処してあるんですけど。もちろん建物に対しての泡放出訓練だと思うんですけど。できたらこの泡積載車というのがありますから、これをやっぱり台数をふやすべきじゃないかと私は思うんですけど。まずどんな訓練をされておられるのか、まずその1点お願いします。

○西部消防署長（有村淳一） ただいま福元委員のほうからお尋ねがございました泡放出訓練の訓練の状況でございますけれども、実際、泡消火薬剤を使って行うものでございます。普段はなかなか消火剤等も高額で使用ができない状況にありますが、それではいざというときのために使用できないということになりますので、実際、泡を使った訓練で南部分署と合同で川内発電所のほうで実施させていただいておる状況です。

○委員（福元光一） 泡が高額で費用がかかるということでもありますので、そしたら泡と見立てて水で、恐らく海岸から火が迫ってきたときには、消防車が1台、2台では対応できないと思いますから、もちろん原子力発電所の消防車両もひっくるめて、1回ぐらいは泡と見て水で何台原子力発電所の周りに消防車が近くまで行けるのか、そして全面的に火がついたときに何分ぐらいで消せられるのか、やはりそういう訓練も想定していたきたいと思いますので、今後また検討していただきたいと思います。

それから、7ページの消防団協力事業者訪問のほうですけど、薩摩川内市に3名以上消防団員を雇用している企業が何社あるのか。それから、3名以上雇用していたら何かメリットがあるのか、企業に対して、そういうところがあるのか教えてください。

○次長兼警防課長（福山忠雄） 3名以上の事業所につきましては、65事業所ございます。

あとメリットというのは、建設関係であればいわゆる1人何点ということで消防団員の方々の資格づけの点数がございんですけども、建設業だけになります、今のところは。

○委員（福元光一） わかりました。65社、その中にはいろんな職種の会社もあると思いますから、数年前に消防詰所をつくるとき、やはりこれは入札という形になるんですけど、3名以上ないし1名ということもあるんですけど、消防団員として協力している会社が仕事を取れなかったと。やっぱりそういう矛盾の点も出てきますから、やはりある程度これも消防局だけでなく、また本庁との協議をして、なるべくそういう企業を数社を集めて入札をするとか、そういうのも検討してみてください。よろしくお願いします。

○委員（徳永武次） 関連なんですけど、すばらしいことだと思うんですね、3人以上ということで。この事業所の紹介を消防署の広報誌がございまして、あれなんかで利用して紹介とか、その辺をされたらどうですか、名前ですとか。

○次長兼警防課長（福山忠雄） 今、いただきました御意見、いわゆる広く紹介して各企業の方々のPRじゃないですけど、これだけ社会貢献をしていただいて地域のためになっているということで、そこはまた紙面の都合もございまして、また業者の方々も公表していかどうかも含めて、そこは時期を見て検討させていただいて、掲載できるようであればまたしたいと考えております。

○委員（井上勝博） 資料の中には、広島の実験の教訓から学ぶという写真パネル展があったということですけども、これだけ長雨が続き来ますと、土砂崩れなどの危険というのが強まってくると思うんですね。それで、土砂崩れの兆候というのはどんなものがあるかということで、時々テレビでは何か物が腐ったようなにおいがするとか、小石が落ちてきたりするとか、そういうのは危険な兆候だから避難しなさいよというようなことをテレビでは言ったりしているんですが、どうなんだろうかね、その辺の土砂災害から難を逃れるためのさまざまな知恵といいますか、そういうものを市民に知らせていくという活動の状況というのはどうなんだろうかね。

○消防局長（新盛和久） 土砂災害についての御質問でございますが、一般的には防災安全課が所管になる事務だというふうに考えております。防災安全課のほうでは、それぞれ住んでいらっしゃる場所はリスクが違うわけでありまして。例えば、浸水するおそれのある地域もあったりとか、あるいは土砂災害のおそれがある家であったりとかす

るわけでありです。それについては防災マップを配付をして、それぞれ住んでいらっしゃる家のリスクという部分を把握していただこうということで、一昨年だったと思いますが、市役所の職員が各家庭を回りまして、ここは土砂災害警戒区域の家ですよとかという部分については周知をしております。ですので、一番重要なのは、自分が住んでいらっしゃる地域のリスクを評価していただいて、そして今は土砂災害警戒レベル1になったら避難準備情報、2になったら避難勧告をするというふうに地域防災計画の中で決まっておりますので、そういった部分の周知があったときに、防災行政無線等であったときに、自分に対して逃げろと言っているんだという部分をわかっていただくような取り組みというのは、今防災安全課がされているというふうに承知しております。

以上です。

○委員（井上勝博） 防災安全課はやっぱり人手が非常に少ないので、消防団の人たちにも徹底して、こういう危険地域については、こういう兆候があらわれたら危ないから避難しなさいよということをやっぱり周知しておく必要があるんじゃないかなと思うんです。私の知っているところでも、裏の崖が崩れてそこからどんどん水が来るわけですが、住んでいる人は慣れてしまって、この崩れをどうしようかということだけで避難のことなんか全然考えていないというような感じがあるわけですね。だから、やっぱりそういったのは客観的に第三者から見て、ここはちょっと危ないから時間当たり何ミリというふうな警報が出たら、もうここは避難してくださいよみたいことを防災安全課と協力しながら周知していくということが必要なんじゃないかなと。消防団の人たちにも、そういう一定の知識を持ってもらって、住民の方に警戒してもらおう。火災については、時々乾燥注意報が出ているから火災に気をつけなさいとか、そういうようなお知らせなんかはされているわけですが、土砂災害については、その辺がちょっと弱いような気がするんですが、その辺はどうお考えですかね。

○消防局長（新盛和久） 先ほど土砂災害に対して危険な家屋についてという話をしましたけれども、それについては各自治会ごとに名簿ができ上がっているところであります。そして、災害等が発生した場合に、消防団のほうにその名簿をお渡

しをして、そして各分団の管轄地域の中の危険な家屋という部分については、お互い情報共有できるというふうに考えているところであります。

兆候について、消防団員がそれぞれ地域を回っているという部分があるわけですが、土砂災害警戒区域あるいは土石流の山腹崩壊区域とか土石流渓流とか、いろいろ危険なところがあるんですが、非常に数が多いございまして、それを消防団員がずっと回るといのはかなり物理的に難しいのかなというふうに思っております。

今、鹿児島県のほうで鹿児島県河川砂防監視システムというのがありまして、これを見ていくと、1キロメートル四方ごとに、今その中の土量流出がどれだけになっていますよという部分も画面上で見れます。そういった部分でその地域の危険性という部分がわかりますので、そういったものを見ながら消防局の職員あるいは消防団員のほうに、この地域は危ないので避難させてくださいとかいう部分で活用していきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○委員（井上勝博） 雨が長雨でなければそういう心配もしていないんですけど、ちょっと最近の雨が続きすぎているなという感じがするわけで。やっぱりおそれがあるというこちらでも警戒心を持って何らかできるところはやっていくという、住民に対して注意を促すということは御検討いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（持原秀行） ほかにありませんか。

○委員（帯田裕達） ちょっとお伺いします。5ページの大会に出られる障害突破の部で5人1組、九州大会に出られるんですが、それぞれ勤務しながら休みとか非番の日に訓練を今一生懸命なさっていると思うんですね、大会に出場するために。その人たちへの支援とか何かあるんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄） まず、5人1組で出るわけですが、支援という、どんなふうにとらえるかということなんですけども、今おっしゃったとおり勤務時間中は現場対応がございしますので、なかなかまとまって訓練はできません。おまけに署が一つでないの、いわゆる5人1組同じ署におりませんので、この職員につきましては、大会出場が決まってから私も1部・2部、いわゆる交代でやっていますけども、そのの

1部・2部を署内で異動をかけまして、非番でま
とまって訓練ができるような対応をとっておりま
す。また、あわせて非番で訓練するわけです
から、時間外とか対応もしているところござい
ます。あわせて、支援というか、これはもう
当然私も薩摩川内市の代表でございますので、
全職員一丸となって協力体制をとってやっている
ところでございます。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局を終わります。御苦労さまでし
た。

ここで休憩します。

~~~~~

午前10時35分休憩

~~~~~

午前10時37分開議

~~~~~

△教育総務課及び学校教育課の審査

○委員長（持原秀行）次に、教育総務課及び学  
校教育課の審査に入ります。

△議案第80号 平成27年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中  
止しておりました議案第80号平成27年度薩摩  
川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○学校教育課長（原之園健児）それでは、学校  
教育課に係る補正予算の歳出予算について御説明  
をいたします。

平成27年度第1回補正予算に関する説明書の  
28ページをお開きください。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、  
説明欄の1番目、事項、漁村留学制度事業費  
349万2,000円の減額は、ウミネコ留学生が  
当初見込みの13名から3名になったことに伴う  
減額、及び特定離島ふるさとおこし推進事業に係  
る県の事業採択に伴う一般財源との組み替え補正  
でございます。

続きまして、歳入予算について御説明をいたし  
ます。予算に関する説明書の11ページをお開き  
ください。

16款県支出金2項県補助金8目教育費補助金  
1節教育総務費補助金、特定離島ふるさとおこし  
推進事業補助金198万8,000円の増額は、県  
の事業採択に伴い、県補助金を増額補正するもの  
でございます。

以上で、学校教育課に係る平成27年度第1回  
補正予算の説明を終わります。よろしく御審議賜  
りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明があ  
りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願  
います。

○委員（井上勝博）ウミネコ留学の生徒さんが  
13人から3人ということで、去年からすると激  
減しているということになるわけですね。この  
激減しているというのは、何か特別に要因という  
のがあるのでしょうか。

○学校教育課長（原之園健児）13名の予算を  
お願いいたしましたのは、昨年13名の実績がご  
ざいましたのでお願いしたところでございます。  
本年度は、当初7名の希望者がございましたけれ  
ども、家庭の事情等によりまして辞退というよう  
な状況もございまして、3名に減った経緯がござ  
います。

以上でございます。

○委員（井上勝博）近年、このぐらいの減った  
りふえたりというのは、このぐらいのレベルはあ  
ると、ちょっとこの5年間ぐらいの推移を御紹介  
いただけませんか。

○学校教育課長（原之園健児）平成23年度か  
ら順次申し上げます。平成23年度13、24年  
度8、25年度8、26年度13、27年度3で  
ございます。

○委員（井上勝博）少なくなりすぎのような気  
がしますが、これは市としての宣伝が不足してい  
たとか、そういうことはないですか。

○学校教育課長（原之園健児）広報につきまし  
ては、チラシ等を準備したりテレビCM等で募集  
を行ったりしているところでございます。例年ど  
おりの広報、そして学校ではホームページを使っ  
て紹介等もしているところでございます。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。ほかに  
ありませんか。

○委員（福元光一）ただいまのウミネコ留学の  
件なんですけど、13、8、8、13とあるんで  
すけど、毎年同じ県から来るのか、もしくはその

年によって全国からばらばら来るのか、まず1点教えてください。

○学校教育課長（原之園健児） 松田グループ長に答えさせます。

○主幹兼学事グループ長（松田啓美） 申しわけありません。継続の留学生と新規の留学生、その年々によって違いますけれども、大体おおむね半分程度の留学生は継続というふうな状況が続いております。

以上です。

○委員（福元光一） 継続ということは、小学校6年間のうち、3年生から来たら4、5、6年まで来るというふうに捉えますが。私が聞きたいところは、新規の留学生もやはり継続のところから、同じ地域から来るのか、ちょっと教えてください。

○学校教育課長（原之園健児） 本年度の例を申し上げますと、新規の児童は2年生と3年生に滋賀県と鹿児島県から来ております。継続の子どもが1名おまして、この子は神奈川県からということで、卒業まで継続したり、あるいは1年で帰ったりというような状況もございます。そういう状況でございます。

○委員（福元光一） なぜそこまで聞くかという、やはり観光の島、甕島として薩摩川内市が目指しているわけですから、甕島のイメージというのを子どもたちから留学生に送り出した親がやはり子どもから得たり、また親も島に行ったりして見るわけですから、今後、今までもそういうことはなかったと思いますけど、ウミネコ留学生に対する対応、そういうのをしっかりと心配りをして、将来的に観光に影響もないように、ただ留学生だけの問題じゃなくて、観光も考えてまた一生懸命やっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

---

△陳情第9号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2016年度政府予算に係る意見書の提出

を求める陳情

○委員長（持原秀行） 次に、陳情第9号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2016年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

陳情文書表については、配付してありますので、朗読を省略いたします。

それでは、当局から本陳情について何か補足説明がありましたらお願いをいたします。

○教育部長（中川 清） 従前から議会のほうに提出されているものであり、当局としては特に意見等はございません。

○委員長（持原秀行） それでは、これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

それでは、質疑を終了し、討論、採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 継続審査の声はありませんので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本陳情は、趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 御異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択すべきものと決定をいたしました。

なお、意見書の提出の発議については、後ほど協議しますので、御了承を願います。

---

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文） それでは、教育総合会議におきます薩摩川内市教育大綱について御説明を申し上げたいと思いますが、総務文教委員

会資料の1ページになります。カラー刷りです。

それでは、お手元の総務文教委員会資料の1ページになりますが、この大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」と規定されておりまして、5月1日に開催されました第1回総合教育会議において策定したもので、期間については、平成27年度から平成31年度までのおおむね5年間といたしております。

1ページにありますとおり、教育大綱につきましては、本市のまちづくりの最も基本となります第2次薩摩川内市総合計画に基づきまして、本市の10年後をイメージした将来都市像「人と地域が躍動し 安心と活力あるまち 薩摩川内」を実現するために、健康・福祉や産業振興など六つある政策の一つ、教育文化に関する政策「次世代を担う人と文化を育むまちづくり」に基づいて、教育振興の施策に関する基本的な計画を定めたものでございます。

総合計画を踏まえた教育施策の方向といたしましては、真ん中の図にありますように、五つの施策に基づき推進することとしております。

具体的には、次のページをお開きいただきたいと思いますが、第1の施策といたしまして、「未来をたくましく生きる力を育む教育の推進」は、未来を担う子どもたちが確かな学力・豊かな人間性、健康・体力の調和のとれた「生きる力」を身につけ、変化の激しいこれからの社会をたくましく生きていけるように、一つ目には、小中一貫教育の推進、二つ目には、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育を推進、三つ目には、教育環境の充実を図ることとしております。

次のページになりますが、第2の施策といたしましては、「地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進」は、家庭・学校・地域が連携・協力し合って、次世代を担う青少年を守り育てるため、一つ目には、家庭教育の充実などによる地域の教育力の向上を図り、二つ目には、指導者の指導力の向上、三つ目には、総合的なネットワークの連携強化を図ることとしております。

下段の第3の施策でございますが、「生涯学習の充実をめざす環境づくりの推進」は、いつでも・

どこでも学ぶ機会が提供され、日常生活で生きがいや充実感が感じられるよう、第2次薩摩川内市生涯学習推進計画と連携を図りながら、一つ目には、生涯学習の展開とネットワーク化、二つ目には、生涯学習を進めるコーディネート機能の充実に努め、三つ目には、家庭の教育力の向上を図ることとしております。

次の最後のページになりますが、第4の施策といたしまして、「誇りと愛着のある地域文化の保存・継承・活用」は、先人たちが残した貴重な文化財を市民とともに次世代へ保存・継承などを行いながら、歴史・文化に触れることができるよう、一つ目には、文化財等の保存・継承・活用を推進し、二つ目には、文化活動の推進を図ることとしております。

最後のページの下段になりますが、第5の施策といたしまして、「スポーツ活動を楽しむ環境整備」は、だれもが気軽にスポーツを楽しむ機会に恵まれることにより、健康を維持し、豊かに暮らせるように、一つ目には、生涯スポーツの推進、二つ目には、競技スポーツの振興に努め、三つ目には、スポーツ環境の充実を図り、四つ目には、スポーツ振興による地域活性化を図ることといたしております。

一番最初の表紙のページに戻っていただきまして、図にありますように1から4までの施策につきましては、教育委員会がことしの5月に策定いたしました薩摩川内市教育振興基本計画に基づき、5番目の施策の「スポーツ活動を楽しむ環境整備」につきましては、現在、市長部局で策定中の薩摩川内市スポーツ推進計画に基づきまして、次の2ページから4ページに掲げる事業について推進していくこととしております。

以上、教育大綱についての説明を終わります。

**○学校教育課長（原之園健児）** それでは、総合教育会議に添付した資料について御説明をいたします。

5ページをごらんください。

まず、いじめ防止対策推進法の概要でございますが、これは平成23年10月に発覚いたしました滋賀県大津市の中学2年生のいじめ自殺事案がきっかけで、このいじめ防止対策法が平成25年9月に施行されたものです。

この法律には、総則におきましていじめを定義し、いじめ防止等のための対策の基本理念、いじ

めの禁止、国や地方公共団体、教育委員会等の責務について記載されております。

また、いじめ防止基本方針の策定、いじめ問題対策連絡協議会等の組織、教育委員会や学校が講ずべき基本的な施策、重大事態が起こったときの対処についても定めてございます。

このいじめ防止対策推進法を受けまして、6ページに示してございます薩摩川内市いじめ防止基本方針を平成26年4月に策定いたしました。

この基本方針には、いじめの未然防止や早期発見、対処など、いじめの防止の対策の基本的な考え方や、薩摩川内市や学校に設置する組織、実施する具体的施策、そして命にかかわるような重大事態が発生した場合の調査や市長への報告等について明記してございます。

具体的な組織といたしましては、7ページに記載してあるとおりでございますが、教育委員会には学校や児童相談所、警察等と連携を図るためのいじめ問題対策連絡協議会と、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止のための調査研究や対策の検討を行ういじめ問題対策審議会を設置し、2の組織の運営状況にありますとおり、昨年は各1回ずつ実施し、本年度は5月に第1回いじめ問題対策連絡協議会を実施したところでございます。本年度は、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策審議会ともに2回ずつの実施を計画しているところでございます。

学校におきましても、いじめ防止等の対策のための組織を設置して取り組んでおります。

重大事案が発生した場合には、いじめ問題対策審議会がいじめ対策調査委員会として調査をすることにしており、その結果は市長に報告するようになっております。

8ページをごらんいただきたいと思います、具体的な施策でございますが、学校におきましては、毎月1日を「薩摩川内いじめのない学校づくりの日」としてアンケートを実施し、早期発見に努めたり、教育相談を行ったりしております。

また、児童会・生徒会活動による自主的活動や教職員の資質向上等に取り組んでおります。

教育委員会では、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカーによる相談活動などの充実を図っているところでございます。

以上で、総合教育会議に添付した資料の説明を終わります。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）ほかにありますか。

○教育総務課長（鮫島芳文）それでは、総務文教委員会資料の東郷地域小中一貫校の中で、整備事業について教育総務課のほうから御説明を申し上げます。

資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページの1の全体の整備スケジュール、小中一貫校整備のスケジュールでございますが、今年度、校舎等の建設の実施設計業務委託と、取得いたしました用地の第1期造成工事を行い、平成28年度には学校敷地となる部分の校舎建築等に必要な造成工事の第2期工事を行う予定でございます。

校舎等の建設につきましては、平成29年度、30年度の2カ年で整備いたしまして、あわせて第1期の外構工事を平成30年度に行い、開校は平成31年4月を予定しているところでございます。

また、屋内運動場やプール等の建設、グラウンド等の第2期の外構工事につきましては、総事業費の市全体の予算支出との兼ね合いもありまして、開校後に整備を行うこととしております。

なお、一貫校が整備される前の平成29年4月には、東郷地域の五つの小学校が統合し、学校の位置は東郷小にする方向で学校の再編が進んでいるところでございます。

2の平成27年度の整備概要といたしましては、（1）の敷地造成工事といたしまして、防災対策を優先するために、一つには、学校敷地内の雨水処理を行う調整池の整備を、二つには、敷地内の現在田んぼ等で使っておりました土の入れかえ等や盛り土等を行う造成工事、三つ目には、敷地内の周辺の山や隣接地からの雨水の処理と通学利用や管理道路としての外周道路等の道路整備工事を行う予定であります。

（2）の建物設計業務委託といたしましては、木造平屋建ての小学校棟、鉄筋2階建ての特別教室及び中学校棟などの校舎棟設計業務委託と、屋内運動場棟の設計業務委託、それからプール棟の設計業務委託を本年度発注することといたしております。

また、（3）にありますように、整備地内の土砂搬入でございますが、現在、県が発注し整備して

おります林道横座線開設工事で発生する土砂を東郷地域の小中一貫校整備予定地内に搬入し、造成工事に要する土砂等の経費節減を図ることといたしております。

アの土砂の搬入概要についてでございますが、重機搬入を4月27日から行いまして、8月の下旬までの間に約9,000立方メートルの土砂を標記2社の会社が10トントラックで搬入いたしているところでございます。

また、イにありますように、搬入に先立ちまして土砂搬入と小中一貫校整備敷地内の造成工事等について、斧淵地区の住民の皆様に対しまして、地元説明会を4月14日、東郷公民館において開催いたしましたところでございます。

以上、整備事業についての説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**○学校教育課長（原之園健児）** それでは、学校教育課のほうから東郷地域小中一貫校開校準備について御説明をさせていただきます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年12月に、第10回の東郷地域学校再編協議会におきまして、平成29年4月に東郷地域の5小学校を東郷小にまとめ、平成31年4月に小中一貫校を開校予定とすることを確認しましたので、その準備を進めるために、東郷地域小中一貫校開校準備委員会を設立いたしました。

5月26日に第1回の委員会を開催し、校名、校歌、校章、制服・体育服、スクールバス路線・バス停、PTA組織、教育課程などについて準備を進めることを確認したところでございます。

組織としましては、保護者、地区コミュニティ協議会、学校長からなる東郷地域小中一貫校開校準備委員会を組織して、その下部組織として、校名・校章部会、通学方法・制服部会、PTA部会を設け、具体的な話し合いを進めることにいたしました。

具体的には図に示してありますとおり、教育委員会から開校準備委員会に提案を行い、その内容について各部会に付託し、協議を進めていただくように計画してございます。その協議結果を準備委員会に報告していただき、それを取りまとめて教育委員会に回答あるいは要望として伝えていただき、そして教育委員会で決定できるものは教育委員会で決定し、議会へ提案を行うものは議会で決定していただくようにしたいと考えております。

なお、校訓や教育目標、教育課程など学校運営にかかわるものは、小学校、中学校での協議・調整を行うことにしております。

今後の主な準備項目と決定時期でございますが、平成28年上半年に制服・体操服が決定できたらというふうに考えております。平成28年9月議会で、小学校・中学校条例の一部を改正をお願いしまして、校名の提案を考えているところでございます。平成29年度上半期に校章、平成30年上半年に校歌を定めていきたいと、一応目標として計画しているところでございます。

以上でございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

薩摩川内市立小・中学校の再編に関する第2次基本方針（案）説明会の実施状況について、御説明をいたします。

児童生徒の学び合い・磨き高め合う望ましい学校教育環境づくりを目指して、教育委員会の提案として、平成27年3月に薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する第2次基本方針（案）を説明させていただきました。その後、再編対象とした中学校区単位を基本に、保護者、地域住民への説明会を実施しておりますので、その途中ではございますが、御報告をさせていただきたいと思います。

2の説明会の開催実績と今後の開催予定に示してございますとおり、入来中学校区は5月28日木曜日に入来文化ホールで、6月5日、6日、2日間で海陽中学校区は手打コミュニティセンターで、鹿島中学校区は鹿島公民館で、海星中学校区は長浜コミュニティセンターで説明会を終えたところでございます。

また、今後の予定としまして、7月2日に祁答院公民館で、7月23日に平成中学校で、8月に平佐東コミュニティセンター、峰山コミュニティセンターと4中学校区で開催を予定しているところでございます。

各地区コミュニティの会長さん、そして地元議員の方々にも御出席をいただきまして、保護者、地域の方々に参加を呼びかけて説明会を実施しております。

3の説明会を踏まえた第2次基本方針の策定と今後の進め方でございますが、説明会及びその後の保護者、地域から出される意見や要望を踏まえ

て、10月から11月ごろをめどに第2次基本方針を策定したいと考えておまして、その策定いたしました基本方針は、児童生徒の学びの環境づくりを基本とした学校再編の指針でございますので、教育委員会の提案ということで、あくまでも保護者や地域住民などの関係者との十分な協議による合意を持って進めてまいりたいと考えております。

策定した基本方針は、12月の市議会で説明させていただく予定でございまして、その後、統合対象地域の中学校区単位を中心に改めて説明会を開催したいと考えております。

対象地域は、保護者や地域合同による学校統合の協議を行っていただきまして、地域の意向や要望等を教育委員会に報告していただきたいと考えております。

学校統合についての要望が出された地域には、必要に応じて学校再編協議会等を設置して、具体的な協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。

土曜日等の充実についての御説明をいたします。

まず、教育委員会としまして、子どもたちの健やかな成長のために、これまで以上に土曜日等の教育環境を豊かなものにする必要があります、学校が行う土曜授業だけでなく、地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動を一層充実し、子どもたちの土曜日を全体としてより豊かなで有意義なものにすることをねらいとして実施するものでございます。

具体的には、第2土曜日の学校で行われる土曜授業、第3土曜日に行われる青少年健全育成の日、第4土曜日に行う土曜学習「わくわく薩摩川内土曜塾」を通して、学校、地域、行政が分担しながら、土曜全体の子どもたちの生活を豊かなものにしていきたいと考えております。

本日は、特に第4土曜日に行う土曜学習「わくわく薩摩川内土曜塾」について御説明をいたします。

少年自然の家や図書館、まごころ文学館や歴史資料館、新エネルギー対策課や環境課等が実施できる事業あるいは講座を、児童生徒が自由に選択して学習できる環境を整えて、土曜日の体験活動ができる環境をより豊かなものにしていきたいと

考えております。

具体的には、13ページをごらんください。

これは、各関係課所等の計画を社会教育課のほうで取りまとめまして、毎月広報しているチラシでございます。6月実施分のチラシを掲載してございますが、これを学校便で各家庭に配付し、参加を呼びかけるようにしております。その情報を見て、児童生徒が自由に選択して申し込み、より多くの児童生徒が土曜日を有意義に過ごすことができるようにしていきたいと考えております。

次に、15ページをごらんください。

学校教育課で実施している基礎・基本学習講座について、第1回を実施いたしましたので、御報告をいたします。

学校外でも学習したい小学校5・6年生、中学生に対して、退職校長会や純心女子大学生を講師にして、第1回目を5月23日に川内文化ホールで実施いたしました。申し込み総数は315名でございましたが、当日は264名の参加がございました。内容は、児童生徒の学習の状況を把握することを目的に、国語、算数、数学、英語のテストを実施したところでございます。

現在、要保護、準要保護家庭の認定作業が終わりましたので、認定の通知に同封いたしまして、基礎・基本学習講座の案内も一緒に行い、改めて学校以外で学習する機会があることを周知して、参加を呼びかけているところでございます。

6月以降の計画につきましては、資料をごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

**○委員長（持原秀行）** それでは、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** まず、大綱についてお伺いしたいんですが、この大綱に基づいて今後5年間に取り組むべき施策ということで、ある程度具体的な内容が書かれてあるわけですが、教育環境の充実のところではタブレットパソコンの云々というのは、こんなのは書いてあるんだけど、私は以前から夏場になると30度を超えて勉強どころじゃなくなるよと、そこにやっぱりちゃんとクーラーなり何なりを学校で設置していく必要があるんじゃないでしょうかということはあるわけですが、そういったものは全然考えられていらっしゃるみたいなんですけど、タブレットパソコンより大事なんじゃないかなと私

は思うんですよ。

よくこういう議論をすると、子どもを甘やかしてはいけないという議論になるんですけども、別に甘やかすとかそういう問題ではなくて、30度を超えたらクーラーのスイッチを入れればいいわけであって、30度じゃないですね、適温というのはもっと低いと思うんですけども、例えば決めておいて、そこで余り高くならないようにするというふうにすれば、別に体を鍛える鍛えないとか関係なく、熱中症の予防にもなっていくわけですし、そういったことを充実させていって、学びやすい環境づくりというのは当然のことじゃないかなと。学校図書館なんかはクーラーがついているわけですよね。何で普通教室つけないの。その理由もよくわからんわけですよね。本は冷やしておかないといけないという話はないわけで、図書館がクーラーがつくというのは、本を読むときのやっぱり適温というのを維持するためと、やっぱり余り暑いところでは本は読めないわけですよね。それと同じことだと思うんですよね、普通教室でも。やっぱりぼーっとしてくれば勉強どころじゃなくわけですよね。

ある学校に聞いたら、下敷きをうちわがわりに使うということも許させないということを言われて、やっぱり集中しなさいということで、そういうこともあるということを知ったんですけども、私は確かに保護者の中にも、子どもを甘やかちやあいかなぞという人も多いようですよ、反対ぞという方もいらっしゃるんですよ。ただ、どれだけ暑いものなのかということデータを示せば、納得してくれると違いますかね。

以前調べたときにも、30度を超えるときというのは結構多いわけで、そういったデータを示せば、だれもがこれは必要だなと、そういうときにはつけりゃいいわというルールを決めればいいわけですよ。そういうルールづくりをして、それも一つの教育ですよね。この庁舎でもそうであるように、小まめにクーラーを切ったりとかしながら、余り冷やしすぎないようにするというの一般的なやられているわけで、子どもたちがやっぱりそういう訓練をすると、余り低くしないと、節電をする、心がける、これも教育だというふうに思うんですけども、その辺のお考えはどうなのかなということが一つ。

それから、薩摩川内市だけでは難しいのかもしれ

ないけれども、やっぱり30人学級、少人数学級、このことを目指すということは、これは大綱の中でも入れるべきじゃないかなと。もう諸外国では20人とかそのレベルで、少人数で勉強したほうがずっと効率がいいということになってますし、先生の負担も大分軽くなってくるわけですよ。そういった少人数学級を目指すという問題については、どうして大綱の中に入っていないのかなと。

それからもう一つは、学校の老朽化の問題が本会議にも出されましたよね。耐震化は確かに進みつつあると、しかし老朽化は依然としてあると。市比野小学校の体育館は、雨が降ったときには雨漏りがするという事態がずっと長年続いていて、なかなか直せないという状況があるというふうに聞いていますし、やっぱりそういうところは多いんじゃないかなと。この老朽化対策をどうするかという問題も入れるべきではなかったのかなというふうに思うんですが、その辺のことをお考えをお聞かせください。

○教育部長（中川 清）4点いただきましたので、簡潔に答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目のいわゆる学校の環境整備の中で、クーラー等の分については御意見としてちょうだいしたいと思います。これは今まで本会議等でも教育長のほうで答弁しておりますので、それを踏まえ、今後検討はしてまいりたいと思います。

タブレットにつきましてでございますが、これは第6次の教育再生会議に出された中に記載してありますが、今の子どもたち、小学校の子どもたちというのは、おそらく就職をするときには、現在ない職場に働く可能性というのが大体5割ぐらいあるんじゃないかと。きょう手元に資料を持っていますけれども、そういうようなことがあるので、これから未来を担う子どもたちのためには、こういったICTの活用というのは非常に重要であるということで、このタブレットパソコンについては例示として記載してございます。

3番目の30人学級については、これは本日先ほど陳情採択ございましたが、これとあるいはこれまで九州市長会、全国市長会等で少人数のものについては国のほうに要望しておりますし、それは全体の項目として御要望しておりますので、市としての項目の中には入れてございません。

それから、老朽化対策等の部分につきましては、

当然この大綱の下教育振興計画の中でも十分協議をしてみたいし、老朽化対策というのは先日の本会議でも教育長が答弁したとおりでありますので、今後はその優先順位を13校17棟の校舎の中で優先順位を定めながら整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** クーラーについては意見としてということなんですけれども、これは今の現段階での当局の考え方というのはどうなんですか。相変わらずやっぱり子どもを甘やかすということを考えていらっしゃるのかどうか。さっき言ったように甘やかすとかそういう問題じゃなくて、科学的に人間の体調というのはどういうときに頭が働かなくなるのかとかというのはわかっているわけですから、そういった科学的なデータをもとにして、やっぱり教室の環境をよくするということを進めるという点で、甘やかすとか、そういうことをやっぱり考えていらっしゃるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

**○教育部長（中川 清）** 教育環境の整備というのは、トータル的には校舎の先ほど出ていました老朽化の整備であったり、今ほどの空調の関係の整備であったり、いろんなものがございます。莫大な金も要りますので、全体を含めて優先順位を定めて整備をしていきたいということで、決して軽んじているということではなくて、その前に限られた財源の中でどういう順番でしていくのかというのを今後検討してみたいです。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** 甘やかす思想ですよ、甘やかす思想というのを時々本会議の中で子どもたちを甘やかしてはいけないということも言われているので、その甘やかす思想というのは私は非科学的だというふうに思うんですが、その辺の当局のお考えをお聞きたいんです。

**○教育部長（中川 清）** そういうことはないというふうに考えております。あくまでも限られた財源の中で優先すべき手順、順番というものを定めてやると。その中で、甘やかす思想ということではなくて、そのクーラーよりも先に整備をすべきものがあるので、そちらのほうから今年次に整備をしていきますよというのをこれまでお答えしてきたところだと、その代替えとしての扇風機の設置で対応しているというようなことの答弁

だったというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。

**○委員（福元光一）** 2点だけ伺いたいします。

9ページの（2）建物設計業務委託、これは校舎屋内運動場、プールとあるんですけど、校舎はこのスケジュール表を見ますと、平成29年度から校舎建設工事に入られるわけですが、屋内運動場とプールは平成31年度からなんですよね。今、平成27年度中に設計業務委託をするということは、単価を将来的に4年ぐらい後に物価がどのくらいだということがわかっていて設計業務委託をするのか、もしくはそのときにまた平成31年度に変更されるのか、そこのところわかっていたらまずそれ教えてください。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 設計業務につきましては、今回、学校教育法が改正されて、新しく小中一貫校というメニューができるということで、国との協議をするに当たっては、どうしてもある程度の事業費がつかまえないといけないというのもありまして、今回先に設計業務をさせていただきました。一応、多分我々も物価上昇が今後あるだろう、オリンピックに伴います資材高騰もあるだろうということは、その分はその段階でまた歩率を掛けて、今の設計を生かした形で、今度発注する設計を生かした形で、そのときにまた金額は再積算し直すという形で考えているところでございます。

**○委員（福元光一）** わかりました。

もう一つ、（3）土砂搬入の地元説明会があったとあるんですけど、恐らく横座線開設工事に伴う発生する土砂を持ってくると書いてあるんですけど、今の東郷小学校の横のあの道路を横座のほうからずっと持ってきて一応国道267号に出て、またもう一回上に上がるコースだと思うんですけど、説明会に男性が21人やったですかね、女性が8名、この中でどういう意見が出たのか、教えてください。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** この説明会の中で出た意見としましては、まず子どもたちの児童の安全対策について、トラックが通ることによる安全対策について十分とれているのかという話、それとあわせて地元住民の方から、土砂搬入路に隣接する自宅があるということで、少なくとも自分たちが居住しているところについては、減速



をしてもらえないかというような地元要望等について意見が出たということでございます。

**○委員（福元光一）** 地元だけの説明会でよかったのか、もしくは1日15台の車が8往復するというので、ざっと計算したら100何台になるわけですよね、目の前を通るのが。その場合に、横座線からずっと出てくるまでの路線の恐らく震動の問題でうちのブロックがおかしくなったとか、そういうことも出てくる可能性がありますので、できるものならもうちょっときめ細かな地元説明会とか、例えば壊れそうなブロックなんかがあるときには写真を撮っておくとか、そうしないと後々補償問題が出てくると思いますので、その点を検討できる範囲していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。

**○委員（井上勝博）** 小中一貫校のことでは、本会議でも取り上げたわけですが、本会議でも申し上げましたとおり、初めて小中一貫校のアンケート調査をして、非一貫校との違いということで研究されたその結果が公開されて、その中で小中一貫校については非一貫校に比べて自信を持ってないとか、友達ができにくいとか、いろいろ問題があるということが、そういうデータが出ているわけですね。それについて教育長の答弁では、そういうことについては例えば校舎についての構造的な問題で、小学校と中学校を基本的には分離するというような考え方とか、いろいろ工夫しているんだというお話ではあるんですが、ということは教育長も小中一貫校にはそういう問題点があるということを認識されているということだと思うんですね。その辺がでもちゃんとそういう問題があるということを認識しているのかどうか、きちっと認識した上で進めているのかどうかということがちょっと心配なところで、この準備委員会の中では、校章や校名、通学方法、制服、それからPTA部会などの部会が行われるわけですが、そういうデータをもとにした議論、どうすればいいかという議論というのは考えられないだろうかということをお尋ねしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○教育部長（中川 清）** 認識という点ですけども、そういう御意見があるというのは承知をいたしてございます。教育長が本会議場で答弁をいたしたものは、本市の場合は連携型の小中一貫校で

やっておるし、これは小学校と中学校のそれぞれいいものと、それから連携してメリットのあるものを両方伸ばしていきたいというものを東郷地域の小中一貫校で具現化したいというものを答弁をしたところでございます。ですから、認識という意味合いですけれども、そういう御意見があるというのは承知はしてございます。

**○委員（井上勝博）** そういう意見があるけれども認められないということなのかと思うんですが、しかしそういう初めての調査でそういう結果が出たわけですので、そしてなぜそういう非一貫校と一貫校の児童の意識というのがそういうふうになるのかということについての、これはあくまでも推察という形で、一緒にいるということによって小学校6年生の最上級生としてのやっばり自覚というのが低くなる。それはそうだと思いますよね、小学校6年生というのは最上級生として下級生から頼りにされ、お兄さん、お姉さんということで学校の中では特別の位置にいるわけですよね。ところが、一貫校になると、その上に中学校1年生がいるわけですから、そういう最上級生としてのそういう自覚というのがちょっと低くなってくるし、また自信という面でも中学生と比べれば体力的にも勉強の仕方も違うわけですから、そういう点での自分の自信が持てないというような問題も出てくるんだろうということは推察される。もう大体わかる。私も考えれば、そういうことは想像できるわけですよ。だから、私はそういうことを意見としてというか、そういうデータもあるけれど、大したことはないよというふうな形で進めるのか、それともそういう問題についてもきちっと向き合うのかということが大事なことになるんじゃないかと思うんですが、向き合うということは全く考えてはいないのかと。

**○教育部長（中川 清）** これも教育長の答弁にあったとおり、東郷地域の建設の基本方針の中にこれはきっちり記載してございます。ですから、中学校と小学校のいいところをそれぞれ取りながら、いわゆる今委員がおっしゃったような懸念されるところも、先ほどの教育長が答弁したとおりです。例えば、学年段階の区切りに対応した学校行事の分割行事という部分については、卒業式については小学校、中学校それぞれやりますよと、そして建屋の部分も小学校と中学校の校舎部分についてはきっちり区分けをしながら、交流ができ

るようなスペースをつくっている。ですから、委員がおっしゃっていることについては十分検討した上で基本方針を策定しておりますよ。それはベースとなっておりますのは、連携型の小中一貫校でこれまで経験した知見というものをこの中に盛り込んでおります。ですから、御心配されることについては、特に心配が要らないということじゃなくて、こういう方針に基づいて今後も引き続き十分検討してまいりますということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** 承知していると、私が言っていることもよくわかっているということで進められているんだということで、そういう答弁だったと思うんですけども。ちょっともう一つ、これは基本的なことで恐らく説明はもうされたんだと思うんですけど、私は余り説明の内容を把握していないもんですから改めて確認の意味で。

平成29年度に小学校がまず一緒になります。平成31年度に小中一貫校になります。これなぜそういう段階を踏むのかということについて、もう少し説明いただけますか。

**○教育部長（中川 清）** 理由は幾つかあります。まず、小学校においてはやはり東郷小学校を除いてそれぞれかなり少人数化が進展して厳しい状況にあると、早い段階で小学校のそういった複式学級の解消もしていきたいと。もう一つは、その準備を進める中でいわゆる一体化の醸成、小学校をした上で、そして中学校に進んでいく中での期待感というものを高めていきたいというようなことを考えて、まず小学校のほうの2年前にやった上で、2年間の準備期間を置いて中学校の中でもう一回。ですから、全体のスケジュールとして平成31年4月というのは、建設年度のスケジュールにならざるを得ませんでした。その中でソフト面でやるべきところを2年間に分けて、こういった仕組みをつくって地元のほうに説明をして、了解を得たということで御理解いただきたいと思います。

**○委員（井上勝博）** 地元からそういう意見が出たと、そういうことなんですか。当初は小中一貫校が平成29年だったでしたっけ、それでここで作って一気に一貫校に集めようという予定だったけども、工事などの関係が遅れて平成31年度になった。だけど、平成29年度にそういうこと

で準備を進めていた関係で、平成29年度にもう小学校は一緒にしてしまおうというふうに地元からそういう要望が出たと、そういう理解でいいんですか。

**○教育部長（中川 清）** まず、1次の学校再編の基本方針では、目標年次としては平成27年目標というのがございました。ただ、これはいわゆる震災等の影響もありまして、財源的な担保もかなり厳しいところもありまして、見直さざるを得なかったと。その後、いわゆる財源的な調整もしながら、平成31年4月というのが一応の目安として示して、地元のほうに提示をしました。あわせて、期間的にかなり当初1次のときの説明から長期にわたってききましたので、そうすると先ほど申し上げましたとおり、東郷小以外の四つの小学校についてもかなり少人数化というのが進んでいるので、この部分についてはできるだけ環境整備を早くしたいということで、教育委員会の提示として説明をして、地元のほうで御理解をいただいて現在に至っているということでございます。

**○委員（井上勝博）** 特認校をなくしたということも恐らく関係してくるんだろうと思いますけれども、再編についてちょっとお尋ねします。再編については、ここであくまでも保護者や地域住民などの関係者との十分な協議による合意をもって進める。これは第1次基本方針の中には、余りこういう記述はなくて、第2次方針ではこれが強調されているというふうに考えてよろしいんですか。それとも、第1次方針とそれは変わらないんですよ、第1次方針と第2次方針で地域住民や保護者に説明するという意味では何も違いがありませんよと、そういうことなんですか、どっちなんですかね。

**○教育部長（中川 清）** ここの記載は、1次のほうにも記載してございますので、同じ考え方で対応したいというふうに考えております。

**○委員（井上勝博）** そういう覚悟を持たなきゃいけないということになるわけですね。これまで5月28日に入来、6月5日とかあって、4カ所の会場で説明会が行われておりますけれども、入来は学校区ごとにやっぱりやるべきではないですかね。あくまでも保護者や地域住民との合意という点で言うならば、やっぱり集まりやすい場所を選んで学校区ごとにきちっと説明するというふうにしないと、本当に大ざっぱになっちゃうんじゃない

ないかなと、集まった人も74人だけだったわけですので、その辺についてはどうお考えなんですかね。

**○教育部長（中川 清）**今の御意見については、会場内でも意見が出されておまして、これは教育委員会主催としてはこの日程でやりますが、地域の御要望があれば、その学校区ごとに説明には参りますということで、具体的には4月中には朝陽小学校区での説明を、段取りについてはこれは地域のコミ協のほうでされますが、また別途大馬越小でもそういう動きがあるというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）**要望でありますけれども、今回の手引の中でも、自分たちでこの学校を守るんだという地域の合意形成ができた場合は、残すということも考えてほしいということが手引の中にも書いてあるわけで、そういった視点はしっかりと持っていて、学校が地域の核になるんだと、地域に核になっているんだと。本会議でもある議員が、学校がなくなると本当に大変寂しいことになったというふうに言っているように、地域はもう一気に寂れていくわけなんです。

そういった点で今回の第2次基本方針については、関係者との関係で合意を得るという点で、第1次基本方針と同じだと言われるけれども、今回はそういう反省点も含めてもっと合意形成というか、地域の人たちの声をよく聞いていただきたいということを要望として申し上げます。

**○教育部長（中川 清）**まず、文部科学省の手引について若干誤解があるようですので、この分については説明をさせていただきたいと思います。

平成27年1月に出されました、この公立小学校・中学校の適正規模、適正配置等に関する手引というのは、それぞれいわゆる交通の整備であったりというものがあっても、なかなか再編が進んでいない地域がある。ですから、ここを具体的に提示をして、主体的に市町村のほうで考えてくださいよというのが、この手引の趣旨です。そして、委員のほうで提示をされました小規模校を存続される場合の教育の充実で、学校統合を選択しない場合の1番目から4番目のこの項目というのは、これは主語はだれかという、これは市町村です。市町村が4番目で言うと、学校を当該地域コミュニティの存続や発展の中核の一つと位

置づけ、地域を挙げてその充実を図ることを希望する場合と、ここを踏まえて今回の2次の方針案はつくってございます。

ですから、具体的に言いますと、峰山地域については、峰山小学校についてはここの配慮もして残すようにしてありますし、高江中については、これは今子どもがもう卓球しかできないような部活というのが非常に厳しい状況があるので、それも選択性として中央中であつたり水引中というものを提示をしながら、ですからこの4項目については市町村教育委員会の、これを踏まえて案を出したわけです。ですから、当然説明会の中では教育委員会の立場も説明をしました。別途、それはそうであるけれども、地域としてはこういう考え方だというのがあれば、それはいただきながら今後十分検討するという、ここをだれが決めるのかと、この④の選択肢というのは、地域ではなくて地域から出されたものを市町村あるいは教育委員会のほうで対応すると。ですから、案の段階では、この④も踏まえて出しておりますよというのは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）**本会議では教育長は知らなかったというふうに考えていいのかわからないんですけども、峰山地域、コミュニティからは去年の暮れ、要望書という形で学校再編をしないほしいということをコミュニティの役員会を何回も繰り返し、アンケートも取りながらつくったものということで提出されている。教育長が知らなかったのは何でかというのがわからないんですけども、そういう地域の声をやっぱりよく聞いていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○教育部長（中川 清）**昨年ございました要望については、まだこの方針を出す前の御要望ですので、ですからそれは教育委員会からの提示をしない前の御要望ですから、そこについては出されたということはありませんけれども、この2次に対する御意見というふうには承知はいたしております。ですから、当然今回のものについては、先ほど言いましたように峰山小は存置、そして高江中についての記述を出しているわけですので、今後、高江中について説明するわけですから、その後に反対がどういうふうに出てくるのかというのは検討はしていく必要はあるというふうに考え

ておりますが、去年出されたものと今から進めている内容とは、それはおのずと性格が違ってくるというふうに考えております。当然、今からの協議の中では、地元の意見は十分酌み上げていきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員（帯田裕達） 9 ページのスケジュールのことでちょっと教えていただきたいんですが、平成 31 年度に小中一貫校はもう開校する予定になっておりまして、その後 2 年にまたがって屋内運動場、プール、それからグラウンドが建設の予定であるわけですが、これはどう見ても子どもたちに影響が出てくるんじゃないかなと考えるわけですね。だから、屋内運動場、グラウンド、プール、それが無い場合、どのような対策をとっていかれるのか、教えていただきたいと思います。

○教育部長（中川 清） その間については、東郷のグラウンドであったり、今ある東郷中の体育館、プール等、あるいは既存の小学校のプール等を分けながら利用していくというふうに考えております。

○委員（帯田裕達） それは送迎をなさるということですか。

○教育部長（中川 清） 当然、小中一貫校をつくるときには、五つの小学校と一つの中学校が一つにまとまるわけですから、各地域にはスクールバスを配置をいたします。ですから、その間についてはこのスクールバスを利用しながら東郷中であつたり、東郷の運動公園ですね、あちらのほうに送迎をするというようなことで考えております。

○委員（帯田裕達） 移動が、行くのに 10 分ぐらい、帰りに 10 分ぐらい要するわけですね。授業が 45 分としても半分ぐらいしかできないということではよろしいんですか。

○教育部長（中川 清） その課題は教育委員会としても承知いたしておりますので、その時間の短縮というものをどういうふうにしていくのかは、どこに送迎するのかというものを含めて、今後検討していく必要があるというふうに考えております。

○委員（帯田裕達） それと、中学校は部活、それから小学校はスポーツ少年団もあるわけですね。あれは授業が終わってから部活をしたりスポーツ少年団が活動するわけですが、その送迎とはどうなるんですか。

○教育部長（中川 清） これは、仮に小中一貫校にグラウンドができ上がった後の場合は、そういった部活も加味しての配送ルートをつくりますので、当然、例えば東郷の今の体育館を使う場合も送迎をしながら、そこで終わった段階で各地域のほうに送迎をしていくということになります。

○委員（帯田裕達） なぜこういうことが起きたのか、説明をお願いします。

○教育部長（中川 清） 教育委員会としましては、やはりお尋ねのとおり、課題といいますか、問題は承知はしておりますので、できましたら平成 30 年度までというものの希望はございますが、やはり平成 29 年、平成 30 年度の整備にかかわる財源対策として、具体的に言いますと、起債枠というものもあつて、今はこういったような整備年度になっているというところでございます。

以上でございます。

○委員（帯田裕達） 例えば、地元の P T A、保護者、それからコミ協の方々には、これは今から説明をなさるといいますか。

○教育部長（中川 清） 一応、基本計画ができた段階で、一定の内容については説明をいたしております。その中でも地域の中については要望というものも出されておりますが、この件につきましては 10 ページに書いてあります開校準備の新しい組織を立ち上げておりますので、この中でも地域から今から出てくるものではないかなというふうには予想はしております。

以上でございます。

○委員（帯田裕達） 大方財政上のことだとは思いますが、せっかくこうやって薩摩川内市が小中一貫校に取り組む最初の事業ですので、なるべくやっぱり主役は子どもたちですから、こういう移動とか体力的にも大変だと思うんですね。なるべくスケジュールがやはり平成 31 年度の初期に小中一貫校の開校予定だったら、財政上のことは教育委員会と財政課とやら話をせないかんことでしょうけど、なるべく同時にやっぱり開校するときには運動場も屋内もすべてそろった状況が一番好ましいですので、そこら辺はやっぱりスケジュール的にはもうちょっと短縮できないのか、これから考えていただきたいと思います。

それから、また P T A とかコミの方々には十分説明をしていただいて、ある程度は納得していたかないと、今後いろんな支障が出るんじゃないかな

ろうかと思いますので、その辺は要望しておきます。

**○委員（井上勝博）** 関連するんですが、私もちょうど樋脇中学校の合併のときに市比野中学校と樋脇中学校が合併したときの卒業生なんですけれども、分校という形でしばらくはまだ校舎ができて上がるまでは、合併をして同じ学校なんだけど、樋脇中学校なんだけども、分校として勉強してて、完成して私が中学校3年生のときに一緒になったんですね。そういう形をとったほうが、子どもたちの安全性ということを考えても、できるんじゃないかなと、そのほうがいいんじゃないかなと、そんなにどうしても子どもたちをここに集めなきゃいけないじゃなくて、合併はする、学校はつくる、しかし分校という形で完成まで待つというふうにすればできるんじゃないかなと思うんですが、できないんですか、検討はされていないんですか。

**○教育部長（中川 清）** この間の福田議員の御質問のときに答弁しましたとおり、耐震化が残っておりますのは、要は平成27年度末になりますと東郷中学校の校舎だけになります。ですから、できるだけ早く東郷の校舎を仕上げて、子どもたちを今よりかより安全な環境に置きたいというのがございます。ですから、井上委員のものについては、耐震上の問題がなければ今おっしゃったようなこともあるかと思いますが、やはり長い期間そういった状況に放置しておくのは非常に好ましくない、できるだけこれが最短の教室の整備のスケジュールですので、これに合わせて対応すべきだというふうに考えております。

**○委員長（持原秀行）** よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 委員会としては、やはり小中一貫校が開校をしっかりとするというときには、これはさらに施設もしっかりと完成している、そうすべきだということの意見が大多数でありますので、そういうふうに努力されるようしっかりと要請をしておきたいと思います。

質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（森満 晃）** すいません、1点だけ、11ページの再編等に関する基本方針（案）の説明会についてです。2番目の説明会の開催が5月から、今もう4会場ぐらい行われているかと思う

んですけども、この1次基本方針（案）の説明会のときと、今回の説明会をされて、保護者あるいは地域の再編に対する考え方というものが何か前回の説明会と変化があるのか、地域の考え方というか、その個別の内容はいいですので、そういった分について何かわかりましたら教えてください。

**○学校教育課長（原之園健児）** 前回のことについては、私余り承知していないところですが、今回の説明会を通しまして御意見等いただいて感じたことを申し上げさせていただいてよろしいでしょうか。

全体的に大きな反対というものはございませんでした。確かに、いろいろ賛成・反対の御意見はございますけども、ただ基本的に児童生徒数が減ってきているということをやはりそういう状況があって、統合は仕方がないのかなというような地域住民の方々の捉え方は感じたところでございます。

甕島等では学校の位置については、やはりそれぞれの場所で意見が違う部分はございました。あわせて、地元の活性化等もというような御意見もあったところでございます。大きな感想としましては、以上のようなことでございます。

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △社会教育課の審査

**○委員長（持原秀行）** それでは、次に社会教育課の審査に入ります。

---

**○委員長（持原秀行）** 議案がございませんので、所管事務調査を行います。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（持原秀行）** 当局から説明はありませんか。

**○社会教育課長（徳留真理子）** ございません。

**○委員長（持原秀行）** これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑を願います。

**○委員（徳永武次）** すごく今学校教育課と色々な話を聞いていまして、地域の役割というのがすごく大事ですよ、それとPTAの保護者の地域との交わりとか、そういうことを含めまして、家庭教育学級、ここらあたりの開催と、それから

内容、それと開催したときの出席の度合い、そういうところはどうなっていますかね。

**○社会教育課長（徳留真理子）** 現在おっしゃったとおり、親の育ちが子の育ちということで、家庭教育学級に積極的に取り組んでいるところでございます。

家庭教育学級の開催状況でございますが、5年間件数でいきますと、幼稚園、小学校、中学校合わせて、学級数としては61、回数としては578回、学級参加者数としては6,053名もの保護者の方々に参加いただいているところでございます。あと出席状況、もうこれでよろしいですか。

詳細の内容につきましては、砂岳主幹に答弁させます。

**○主幹兼社会教育グループ長（砂岳里子）** 学級の学習の内容ですが、社会環境や家庭環境の複雑な変化に伴う児童虐待、それから規則正しい生活環境やしつけの問題、それから引きこもり、いじめなど、子どもに関する問題についての学習、そのほかにそれだけでは人が集まらないということで、栄養学習を兼ねた料理教室であったり、それからお話し会であったりということを親子で楽しむ学級を設けておられるのが現状です。

**○委員（徳永武次）** 内容的なことは理解しているんですけど、例えば地域とのつながり、例えば地域行事に参加する、そういうことも含めた中、それと地域の方々がスクールガードをやったりとか、いろんな面で感じられているところもあるわけですよね。今の親御さんのことに関しては。だから、そこらあたりを含めたやはり家庭教育学級というのは必要じゃなかろうかと思えます。

実は、1週間ぐらい前に私の地区なんですけど、地域懇談会というのをやったんです。各自治会長が来たりとか民生委員が来たりとか、それぞれの地区コミの役員が来たりとかして、地域の人と、1年に1回しかないわけなんですけど、地域の保護者と協議するということで、毎年そういうことをやっていたもんだから。ただ、今回、もうそういう懇談会は必要じゃないという父兄がおったんです、かなり。だから、何でもかんと、いつもだったら例えばスクールガードで子どもたちを安心・安全を守ってもらっている、なお一層地域の人が目を向けてもらわないと、自分たちはパートに行ったりとかどうのこうのでなかなかやはり子ども

を見れない時間帯があるわけですよね。だから、何でもかという物の考え方をするのかと思って聞いていたんですけど。だから、そこらあたりの基本的な考え方から家庭教育学級というのはやっぱりしていかなないと、恐らく今言われたような子育ての問題とかその辺ももちろん大事ですけど、そこらあたりが何となく考え方のずれが出てきているような、だから後から参加された方々がおかしいよねというような話も大分出ておったんですよ。そういうものも取り入れて、やっぱり家庭教育学級のあるべき姿といいますか、そのことはものすごく大事じゃなかろうかなと思っているんですが、どういう考え方でしょうか。

**○社会教育課長（徳留真理子）** おっしゃるとおりでございまして、これから子どもたちは地域で育てていく、もう大切な視点でございます。きょうお伺いしたのはちょっと残念な御意見をおっしゃる保護者がいらっしゃるんだなというのは本当に残念なんですけども、当然今も学校支援ボランティア事業にも取り組んでおりまして、地域の方々が学校事業に支援していただくというのは大歓迎をしております、ボランティアの方でも多くの方から手を挙げていただいています。ですので、地域の方と学校とそれから保護者の方と交流があるものというふうに認識をしております。その点につきましては、家庭教育学級の支援をします私どもの指導員等にも再度再認識させて、学級の開設につきましても地域の方々と協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

**○委員（徳永武次）** 本当非常に大事なことだと思います。だから、今言われたとおり、講師をつくるにしても何にしても、やっぱり地域の人を入れるとか、身近に感じていて、今の子どもたちの様子がしっかりとわかるような、そういう家庭教育学級も一部では必要じゃなかろうかと、こう思っていますので、ぜひそういうふうな考え方も入れてください。

以上、要望です。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。

**○委員（帯田裕達）** ちょっとお伺いします。

下甗公民館については、平成27年度に解体するという事になっているが、その後どうなっているのか、お伺いいたします。

**○教育部長（中川 清）** 下甗公民館につきましては、いわゆる耐震不足がありまして、なおかつ

これが補修が効かないということで、整備する場合については現在のところ解体撤去した上で新たにつくるというものが一つございました。ただ、この場合はかなり建築費に費用が要するというところで、前回これまでに検討した予算の計上としましては、今の下甌支所の2階を回収して、そこは耐震上の問題はクリアできましたので、今現在耐震工事をしていますので、その上で2階に持ってくるということで作業を進めていました。これは前提として、新築の費用の約半分で済むという前提で進めてまいりましたが、その後、消防法等の適用をやっていくと、かなり2階部分についての補修の経費が上がってくると。簡単に申し上げますと、当初公民館だけでつくる場合は1億三、四千万という数字だったんですが、これが限りなく下甌の支所の2階につくる場合ももう同じ金額になってきました。ですから、この段階で再度見直しをして白紙に戻して、今現在再検討をしているところでございます。

ポイントとしては、やはり単体、下甌公民館だけの解体整備というものは非常に厳しいのではないかと。ですから、ほかにある公共施設の複合的な施設整備というものができないのかということとを今現在関係課と協議をしております。ですから、その方針が出ない限り、今の下甌の公民館のほうは立入禁止状態が続いていくと、できるだけこの方針を定めて、今後の予算について要求なりをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（帯田裕達） 公民館機能を持っているわけですから、支所の2階は同じぐらの同額になるということで、支所の2階はもう検討はしないということによろしいですか。

それから、また今いろいろ所管と協議しているということですが、それはどのぐらい期間がかかるんですか。

○教育部長（中川 清） 具体的に言いますと、手打のコミュニティセンターが海岸べたにあります。もう一つ、同じ海岸通り、県道沿いに農産物加工センターがあります。両方とも備品等の老朽化があるというものと、もう一つは二つとも海岸寄りにありますので、いわゆる災害対策上の課題もあります。今現在、この二つに下甌公民館と一緒に整備したときに、どの程度の費用になってくるのかというものを今検討しているところでござ

います。当然、先ほど言いました公民館単体の場合で1億3,000万という数字がありましたので、これに複合的な施設になると若干上がってくるのかなというものはあります。それが今度は財政的に耐え得る数字なのかどうかというものを、また今後財政当局とも話をしていく必要があると思っております。ですから、耐震不足があるというのはもう明らかなわけですから、これを長いこと放置するのはいけませんので、できるだけ早い時期にそこまで財源のものも含めて早目に協議ができるようには段取りをしていきたいというふうに考えております。

○委員（帯田裕達） 早急な対策を要望しておきます。

○委員長（持原秀行） この件については、平成27年度にきちっと解体をするんだということで説明があり、地元にもそういう説明が通っておりますので、きちっと地元に対しては地区コミュニティ協議会含めて説明をしてください。そうでないとやはり今でも非常にいつまでもロープを張って立入禁止という状態はいけませんので、早急にこれだけはいかにしてもやっぱり疑問に思われている地域住民がたくさんいるということでありますので、そこはしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

○教育部長（中川 清） 今の委員長の御意見ですが、これは経緯としまして、下甌の2階に持てこざるを得ないとき、こういう経緯でないといけないという段階で、まず地元の説明会を行いました。そのときに、手打だけではなくて各青瀬、長浜含めて地区の会長にそれぞれ来ていただいて、それから関係する団体の方にも来ていただいて説明しました。そして、これにつきまして問題が発生しまして、もう新築と同じような経費に上がってくるという段階で、これは再度私と当時の社会教育課長の橋口課長の二人のほうで行っておわびを申し上げて、もう少し時間をくださいということで説明はしたわけです。ただ、委員長がおっしゃるように、その中ではやはりいつまで待てばいいのかというような非常に厳しい御意見もいただいておりますので、とりあえずのこれまでの経緯は説明しておりますが、早い時期に再度方針を決めて説明に行く必要があるのかなというふうには考えております。

○委員長（持原秀行） この件については、その

経緯も含めて電話等でもよろしいですので、地元  
の地区コミの会長あたりにはしっかりと伝えてく  
ださい。いつまでもあのままなかなか放置されて  
いるようで、非常に見苦しいということもあります  
ので、危険が及ばないように早急に対処してい  
ただきたいと思います。

質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）ありませんね。質疑はな  
いと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。御苦労さま  
でした。

ここで休憩をいたします。

~~~~~

午後0時1分休憩

~~~~~

午後1時7分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き、会議
を開きます。

△文化課の審査

○委員長（持原秀行）それでは、文化課の審査
に入ります。

△議案第80号 平成27年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中
止しておりました議案第80号平成27年度薩摩
川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）補正予算に関する説
明書の29ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

10款教育費5項社会教育費2目文化振興費で、
特定離島ふるさとおこし推進事業、トンボロ芸術
村事業、補正額345万6,000円で、県の事業
採択に伴うものであります。トンボロ芸術村事業
は、甕島の豊かな自然風土を素材とした写真、絵
画、俳句、書道の芸術作品を島内外から募集する
公募展を核として、地域の特色を生かした文化交
流、音楽活動等の地域間交流や美大生の創作活動
等、連携した多彩な取り組みを甕島全島に広げて
実施するものでございます。

事業費の主なものは、アンサンブル・ルヴァール、
関東一円の大学生で構成するアーティスト団体と、
今回は神村学園高等学校吹奏楽部等の招聘旅費及
びワークショップ作品審査の謝金等が主なものと
なっております。

次に、歳入について御説明いたします。

補正予算に関する説明書の11ページをお開き
ください。

16款県支出金2項県補助金8目教育費補助金
4節社会教育費補助金、特定離島ふるさとおこし
推進事業で、トンボロ芸術村事業補助金で
380万1,000円の歳入でございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお
願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明が終
わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑
願います。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止をいたします。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行
います。

まず、当局に説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）所管事務調査につい
ては、専門職の村岡が説明いたしますので、よろ
しくお願いいたします。

○文化課専門職（村岡斎哲）それでは、第
30回国民文化祭・かごしま2015、薩摩川内
市主催事業等について御説明申し上げます。

総務文教委員会資料16ページをお開きくださ
い。

国民文化祭の開幕までいよいよ121日となり
ました。この国民文化祭の本市主催事業の開催日
と場所につきましては、3月の当委員会で説明さ
せていただきましたが、今回は詳細な時間等をお
示ししてございます。

5事業の詳細は記載のとおりですが、本日は主
なものを説明させていただきます。

まず、1、全国はんやの祭典では、例年日曜日
の昼間に行われていました薩摩川内はんやまつり

は、今回、１０月３１日土曜日１６時から１９時３０分にかけて行われます。また、米印で表記してございますはんや響演に参加される県外の団体は、秋田県の大正寺おけさ保存会等１２団体で、参加人員は１８９名の予定でございます。県内は、串木野はんや節伝承会と本市の正調はんや節保存会２団体で、参加人員は３０名の予定でございます。これまでにないすばらしいはんやの競演が期待できるところでございます。

次に、２、薩摩川内こころの川柳大会では、大会前日の１０月３１日土曜日、入賞者の方を中心に、１１時から入来麓伝統的建造物群保存地区の散策を行う予定でございます。

次に、３、全国まごころ短歌大会でも、大会前日の１１月２日月曜日１２時から、申し込みのあった方を対象に文芸散策を行う予定でございます。コースにつきましては、資料をごらんください。

次に、資料１７ページをお開きください。

４、文弥節人形浄瑠璃の祭典は、これまでも説明してまいりましたが、４県５カ所の浄瑠璃が一堂に会して公演するのは全国初であり、米印で表記してありますが、新潟県の佐渡文弥人形真明座など県外４団体、４９名の方が、東郷文弥節人形浄瑠璃保存会が１７名参加予定でございます。それぞれの地域の特性を生かした独特な浄瑠璃の披露が期待できます。

次に、甑島の生活と文化の祭典は、上甑島と下甑島で行われますが、日程等につきましては資料をごらんください。甑島での国民文化祭の中で、１１月７日土曜日、鹿島町で行われます恐竜化石展示等につきましては、国立科学博物館との共同企画により展示物の拡充を予定しており、今回の展示から１年間は継続借用し展示する予定でございます。また、今後の恐竜化石等の展示につきましては、甑ミュージアム恐竜化石等博物館構想検討委員会で展示活動等に必要な整備推進に向けた協議を行ってまいります。

さらには、国定公園の指定を受けた甑島の活性化に向け、企画政策課が主幹で取り組んでおります甑島ツーリズムビジョンと連携を図りながら、恐竜化石等の展示を含めた旅行商品の増勢に向け検討してまいりたいと思います。甑島での開催は、プログラム内容によって定員を設けてツアー等を行う予定でございます。資料にも記載してございますが、上甑島では１泊２日のツアーを薩摩川内

市観光物産協会が実施する予定で、経緯は長目の浜と陸上コースと観光船かのこでの西海岸クルーズ等を計画しており、定員はそれぞれのコース２０名の合計４０名を予定しております。下甑島では、鹿島支所が予約受け付けを行う恐竜化石等発掘体験等、日帰り２コースと、下甑手打で開催される国民文化祭と組み合わせた１泊２日のコース、各コース２０名の計３コースを予定しております。

次に、６の国民文化祭の情報発信についてでございます。情報発信につきましては、これまでも説明してまいりましたが、今回新たな取り組みを説明いたします。一人でも多くの市民の方に参加していただけるよう、５事業を含め市内の文化施設等を訪れてスタンプを押印し、押印すると本市の特産品が抽選で当たるスタンプラリーも計画しています。詳細につきましては、今後検討してまいります。

最後に、資料には記載してございませんが、先日の一般質問の中で教育長が答弁されましたが、８月２日日曜日から８月３０日日曜日までの２９日間、川内まごころ文学館において、写真等による国民文化祭薩摩川内の企画展を開催し、市民の関心を高めるとともに、参加を呼びかけていく予定にしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行） これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（帯田裕達） 現時点でわかっているだけでいいんですが、宿泊状況はどうなっておりますか。

○文化課長（岩元ひとみ） 専門職のほうに答弁させます。

○文化課専門職（村岡斎哲） それぞれ出演団体等につきましては、案内を差し上げておりまして、６月３０日までに申し込みをということでお願いをしてございます。この国民文化祭に対しまして、市内のホテル・旅館組合等に説明をいたしまして協力をいただけるホテルの状況につきましては、ほぼ満席の状態に今なっているところでございます。あと個人的に参加される皆様につきましては、今後また当日の開催に向けて多くの方の予約が十分想定されるところでございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚）このはんやの祭典で、本来、はんやまつりが今回時間がちょっとずれて夕方から１９時半までということになって、土曜日にあるという、そういうシチュエーションになっちゃったわけですけど、これについて各種今まで参加していただいた市民の団体に案内は多分されたかと思うんですけど、その案内された後の意見要望など主な点がどういう意見が返ってきたかということと。

もう一つは、そういう意見要望とか関係を集約して参加団体の増減についてどのように見ておられますかということです。質問の背景は、土曜日で時間帯がちょっとずれたことによって、参加団体が減るのではないかというのが私は心配しています、その点についてちょっと答弁をお願いします。

○文化課長（岩元ひとみ）はんやの祭典につきましては、国民文化祭主催事業として捉えておりまして、日程につきましても１日に集約をして、県外からの参加者について１２団体あるわけですが、その方々が参加をしやすい、そして薩摩川内市のほうに宿泊をしていただけるようなことも含めて、１日夜祭りのほうに集約をした経緯もございます。あと参加団体の昼間に踊る時間帯と、夜にしかも土曜日にという時間帯につきましては、議員のおっしゃるように少しやはり企業の休み等で若干それは懸念されるところでもあります、周知を図りながら国民文化祭の主催事業であるということで、いろんな企業にまた働きかけをして出ただけのようなＰＲをやっていきたいと考えております。

○議員（谷津由尚）ということは、具体的にはまだちょっと増減の動向はわからないというようなことで認識してよろしいでしょうか。

○文化課長（岩元ひとみ）これから案内をかけるところで今準備をいたしております。ただ、国民文化祭の周知が全市に少しずつ浸透する中で、今まで参加がなかったところから出たいというお声も聞いております。そして、参加のあったところからも少し人数をふやしたいというお声もありますので、その部分を期待して声かけをして、

勧誘をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、文化課を終わります。御苦労さまでした。

△中央図書館の審査

○委員長（持原秀行）次に、中央図書館の審査に入ります。

△議案第８０号 平成２７年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第８０号平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（本野敬三）中央図書館でございます。よろしくお願いします。

今回の補正予算は、平成１２年から継続して毎年いただいております薩摩川内ロータリークラブ様からの図書購入に対する寄附金５万円を予算化するものであります。

予算に関する説明書で説明申し上げます。

まず、寄附の受け入れ、歳入につきましては、予算に関する説明書の１２ページをお開きください。

１８款１項８目教育費寄附金の補正、図書館費寄附金５万円であります。

次に、歳出でございますが、予算に関する説明書の２９ページをお開きください。

１０款５項４目図書館費の補正は、５万円の増額で、備品購入費の図書購入に充てるものでございます。

同クラブ様からの寄附は、累計すると今回で２０５万円となり、購入した図書は７００冊を超えており、中央図書館の２階に同クラブのコーナーを設置し配架しているところでございます。

以上で説明を終わります。審議方よろしくお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○中央図書館長（本野敬三）委員会資料の最後のページになります19ページをごらんください。

今回は、視聴覚ライブラリーの事業について説明、御紹介をいたします。

視聴覚ライブラリーでは、市内の教育機関、地区コミ、自治会、福祉施設などへの視聴覚機材、教材の貸し出しや映画会、その他機材、教材に関する研修などを主に行っております。また、利用拡大を図るため、機材や教材の目録の配付のほかに、視聴覚ライブラリーだよりを毎月発行、配付しております。

ごらんの6月号におきましては、図書館事業と連携した「おでかけ図書館」を紹介しております。この「おでかけ図書館」では、職員が読み聞かせを行うおはなしひろば、移動図書館車での小説、雑誌、絵本などの貸し出し、スクリーンを持ち込んだDVDや16ミリフィルムなどによる上映会、この三つのメニューのうち、二つまでを選んで御利用いただけます。上映会におきましては、事前に御相談いただければいろいろなジャンルのの中から対象者に合ったものを上映することができます。16ミリ映写機を用いた映画会などは、特に懐かしさもあり好評を得ているところであります。

このほか、研修事業としましては、デジタルビデオ編集講座や16ミリ映写機利用講座、また新しい講座として初心者向けスマートフォン活用講座等も始めております。これからも既存の機材、教材をより多くの方々に御利用していただくために、多角的に取り組み、楽しみながら学ぶことが気楽に行われるよう努めていきたいと考えております。

以上で、視聴覚ライブラリーの事業について説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の

質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）御説明した以外のことなんですけれども、図書の充実という点で定期購読誌について、こういう定期購読誌を要望あればということでカードに書くような仕組みになっていきますよね。これは実際にそれが入ったかどうかということについては、どういうふうにすればわかるものなのでしょうか。

そういう要望が出された場合に、こういった基準などで実際に定期購読を雑誌を購入されたりするのでしょうか。

○中央図書館長（本野敬三）図書の購入の選定につきましては、毎月1回蔵書選定委員会というのを開催しております。この中でリクエストのありましたリクエストの申込書を含めて、この委員会の中でこれを買う買わないという判断をしております。委員の構成は、館長、館長代理、図書グループ長、ほかの司書で構成しております。

グループ長が説明いたします。

○主幹兼図書館グループ長（平山真理）お答えいたします。

図書の蔵書の選定につきましては、先ほど館長が申しましたとおり、館長以下職員等で構成します蔵書選定委員会において決定いたします。ないジャンルの本を中心に、またほかの本との統計上のバランスも考えて購入しております。できるだけ一人の方に偏らないように、ほかの方の本も購入できるように購入しているところです。

また、購入決定の本につきましては、館内に今月の購入決定図書ということで入荷の状況もあわせてお知らせしているところです。

以上です。

○中央図書館長（本野敬三）このリクエストの取扱要領というのを別に設けておりまして、まず分館を含めてほかの館にあるものは購入しない、それから漫画等は原則として購入しない、それから同一著者の図書については偏らないように厳選するとかいうリクエストの取扱要領も設けております。

以上でございます。

○委員（井上勝博）書籍の検索がネットからできるようになっておりますけれども、ネットから検索すれば新しく購入されているものとかというのが閲覧というか、要するにどういうものが購入されたか、図書館の中だけではなくて、出かけるな

ければわからないんじゃないかと、ネットでわかるようになっていんじゃないかと。

○中央図書館長（本野敬三）今のところ、ネットのほうには新刊の掲示はしておりません。中央館のほうに新刊の情報として張り出しはしておりますけれども、今委員が言われたような新刊情報は、またホームページ上に載せるような配慮をしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。御苦労さまでした。

それでは、ここで休憩をいたします。

~~~~~

午後1時29分休憩

~~~~~

午後1時30分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△少年自然の家の審査

○委員長（持原秀行）次に、少年自然の家の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）それでは、議案がございませんので、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦）よろしくお願ひします。資料の18ページをごらんください。

夏休み期間中、8月4日から3泊4日で実施いたします主催事業、夏のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけものの旅」を御説明いたします。

甕島を舞台に事業を実施するようになって今年で13回目、薩摩川内市となり11回目、そして甕島が国定公園の指定を受けてからは初めての記念すべき夏のアドベンチャーとなります。

今年は、上甕、中甕島をマウンテンバイクでめぐる旅となります。1日目に自然の家で結団式、

仲間づくり、2日目早朝に自然の家から串木野新港までマウンテンバイクで移動し、フェリーで里港へ向かいます。西の浜海岸で海水浴やシーカヤックを体験し、市の浦キャンプ場でテント泊を行います。

3日目はマウンテンバイクで移動しながら、トンボロ、長目の浜、貝池、海鼠池など国定公園を満喫し、薩摩川内市甕島のすばらしさを体験させます。その後、建設中の蘭牟田瀬戸架橋が展望できる木の口展望所まで高低差約300メートルを一気に駆け上がりますが、そこが旅の一番厳しいところとなります。最終日は、上甕から里へマウンテンバイクで移動し、フェリー乗船。串木野新港での解団式となります。

マウンテンバイクでの走行は約65キロに及びます。厳しい暑さの中、体力、気力を振り絞りながら旅へと挑戦することを通して、やり遂げる力、自己肯定感や思いやり、協調性、そしてふるさとを愛する薩摩川内ぼっけもんを育てたいと考えております。

昨年と同様、FMさつまさんだいの協力による中継リポートをお願いするとともに、入念なコース踏査や関連機関への協力依頼、職員間の綿密な打ち合わせなど、参加者の安全を最優先に考えた最終準備を万全に行い、本番に備えたいと考えております。

その他関連事業といたしまして、小学校3・4年生対象の「目指せ！未来のぼっけもん！キッズキャンプ」がございします。野外体験活動への興味と関心を高め、「心ゆたかでたくましい薩摩川内人（びと）の初めの一歩」、さらには夏や冬のアドベンチャー事業へのステップアップができればと昨年度から実施しており、多くの参加を期待しているところでございします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑を願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

議員（谷津由尚）ありがとうございます。1点、古く薩摩に伝わる郷中教育というものの、それが現在の教育文化にどんだけ入れられているか。その組み入れられているかつてなかなか難しいと思

うんですけど、この夏のアドベンチャーの「薩摩川内ぼっけもんの旅」というのは、まさにそういうのを背景にしている立派な素材じゃないかなと思うんですが、その辺についてのお考えをちょっとお聞かせください。

○少年自然の家所長（峯 満彦）郷中教育というのを出されましたが、負けるな、うそを言うな、弱者をいじめるなという流れがこの薩摩川内市もございまして、日ごろ宿泊学習等でもそういう鍛練等はやってるわけですが、この夏のアドベンチャー事業はその主たるものでございまして、薩摩川内市の将来を担うような子供たちを鍛えるといいですか、協調性を求めながらやり遂げたという今後の自信につなげるような事業にしたいと考えているところでございます。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）じゃ、質疑は尽きたと認めます。

以上で少年自然の家を終わります。御苦労さまでした。

ここで一旦、休憩をします。

~~~~~

午後１時３５分休憩

~~~~~

午後１時３５分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△財政課の審査

○委員長（持原秀行）財政課の審査に入ります。

△議案第８０号 平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました、議案第８０号平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）それでは、財政課関係の平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算第１回補正について御説明いたしますので、各会計予算書、予算に関する説明書を御準備ください。

財政課所管の今回の補正予算は歳入予算及び地方債補正でございます。

まず、歳入について御説明いたしますので、予算書の１３ページをごらんください。１９款１項１目財政調整基金繰入金は、今回補正の財源対策として、基金繰入金を増額しております。

１５ページをごらんください。２２款市債は、５目農林水産業債では、特定離島ふるさとおこし推進事業の補助内示を受けました林道舗装事業に係る財源として、辺地対策事業債を増額しております。

次に、地方債について御説明いたします。５ページの第３表地方債補正をごらんください。今回の補正では、林道建設事業につきまして、起債の目的、起債の限度額等について追加しようとするものであります。

以上で、財政課関係の補正予算の概要説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△請願第７号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書

○委員長（持原秀行）次に、請願第７号地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書を議題とします。

請願文書表については配付してありましたので、朗読を省略します。

それでは、紹介議員に出席していただいておりますので、成川議員に説明を求めます。

○紹介議員（成川幸太郎）地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願の趣旨を説明いたします。

現在、政府では、２０１６年度以降の新たな財政健全化計画の策定に向け、審議が進められているところでございます。内閣府の試算によりますと、政府の財政健全化目標である２０２０年度のプライマリーバランスの黒字化は、大幅な経済成長を見込んだとしても、達成が困難な見通し。例

えば、名目経済成長を3%見込んだとしても、9.4兆円の赤字となっているとされています。

財政再建議論の焦点は、消費税増税の延期や法人実効税率の引き下げなど、歳入の増加が見込めない中で、政府予算の一般会計の多くを占める社会保障と地方交付税が、歳出削減の2大ターゲットとなっています。

さらに、自民党は財政再建に関する特命委員会を設置し、歳出削減の議論に着手するなど、これまで以上に2016年度の地方財政は厳しい状況となることを認識する必要があります。

政府予算編成スケジュールは通常、6月の骨太方針等で政府全体の方針が示され、この夏にも新たな財政健全化計画が策定される見通しであり、この財政健全化の方針を受けて、年末の財務省、総務省との協議で、地方財政政策と翌年の地方財政計画が策定されることになります。

特に、政府予算編成の方針は、骨太方針とこれを受け新たに策定する財政健全化計画で大枠が固められるため、これに照準を合わせて、地方財政確立の取り組みを進めることが重要となります。

地方自治法第99条に基づく意見書採択を行う目的は、各地の地方議会から地方財政と社会保障の重要性を訴え、地域の公共サービス水準を守るために行うものであり、一つでも多くの地方議会で採択を進めることを通じて、地方財政の確立を目指すものです。政府概算要求の策定期間に照準を合わせ、今6月議会での議会採択をお願いするものであります。

以上のような趣旨を御理解いただき、採択方についてよろしくをお願いを申し上げます。

○委員長（持原秀行） ありがとうございます。ここで、当局から、本請願について何か補足説明がございましたら、お願いをいたします。

○財政課長（今井功司） 当局からは特にございません。

○委員長（持原秀行） それでは、これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

紹介議員に対する質疑は、これで終了いたします。

す。成川議員には、本委員会に出席いただきましてありがとうございました。

それでは、質疑を終了し、討論、採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 継続審査の声はありませんので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本請願は、趣旨を了とし、採択すべきものであると認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 御異議なしと認めます。よって、本請願は採択すべきものと決定しました。

なお、意見書の提出の発議については、後ほど協議しますので御了承を願います。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○財政課長（今井功司） 使用料及び手数料につきまして、現在、平成28年4月の改定に向けまして作業中でございます。本日は、見直し作業に当たっての基本的な考え方、改定手法等につきまして、その概要を説明させていただきたいと存じます。

配付しております総務部総務文教委員会資料を準備いただきたいと思います。6ページをお開きください。

6ページの1の改定の基本的な考え方でございますが、使用料及び手数料は、合併時の申し合わせにより、平成18年度に使用料における類似施設間の調整を初め、コストの適正な反映、受益者負担の適正化の観点から、それぞれ改定作業を行い、これまでに平成19年7月及び平成24年4月に改定しております。

また、コストの適正な反映、受益者負担の適正化を図るため、4年ごとに見直すことのルールとされているところでございます。これを受けまして、次期平成28年4月の料金改定に向け、作業を進めているところであります。

では、使用料手数料それぞれの改定手法等について説明いたします。まず、使用料になります。2の使用料をごらんください。

(1)の改定対象でございますが、使用料徴収の規定のある条例のうち、施設使用料ととらえにくい墓地や物品の使用料、また、別途検討することが適当と考えられる住宅使用料、駐車場使用料等を除外いたしました40条例、149施設を改定対象としております。

次に、(2)の改定手法について説明いたします。使用料は、市が有する行政施設をその目的に従い使用していただく際、その利用の対価として利用者に負担いただくものであり、アに示しておりますとおり、人件費のほか施設の維持補修、減価償却費、整備時の起債利子等を含む総コストを基本に、公益性が高いか低いか、また民間が賄えるものかなど、施設供給の形態及び市民生活に欠かせないものなのか、個々の価値観等により必要性に差があるかなどの利用形態により、エのとおり受益者負担の割合を定め、利用されない方との負担の公平化を図りながら、それぞれ施設毎に受益者負担額を算定するものであります。

次のページになります。オの改定制限率でございますが、受益者負担額を算出した場合の改定により急激な負担増を強いることがないよう、表でお示しておりますとおり、改定制限率を採用することとしております。

続きまして、3の手数料についてでございます。

(1)の改定対象であります。手数料徴収の規定のある条例のうち、上位法令に準じて設定されているもの、権限委譲事務に伴うものなどを除いた4条例49項目を改定対象としております。

次に、(2)の改定手法でございますが、手数料は、特定の者のために行う役務に対して、その費用を賄うために徴収するもので、利益を受ける受益者に費用を全額負担いただくことを原則としておりますが、アの原価計算からの料金算定に示しておりますとおり、事務に係る人件費や委託料等の物件費からなる総コストを年間処理件数で除して、1件当たりのコストとして手数料を算出し、使用料と同様、イに示している改定制限率の採用により、急激な負担増とならないよう留意することとしております。

今後のスケジュールについてでございますが、4の今後のスケジュールに示しておりますとおり、

9月議会において作業の状況報告など、改定方針案の概要について御説明させていただき、12月議会において関係条例ごとに条例改正議案を上程させていただく予定としております。

以上で、使用料手数料の改定取り組みについての概要説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（井上勝博）今回で3回目ということで、この平準化というか、料金の統一を目的にしているというふうに思うんです。それで、これは4年ごとに繰り返し繰り返しやるんでしょうけれども、こういった段階でこの改定を終了というふうにするのかということについては、何かあるんですか。

○財政課長（今井功司）使用料の改定の今後の見直しということでございますが、現在、先ほども説明いたしましたとおり、改定制限率で、急増にならないように調整をしていることから、相当回数の見直しをする必要があるということで認識はしておりますが、あと数回という形では、まだちょっと把握できないところでございます。

というのが、その時点のコストで算定いたしますので、そのコストによりまして引き上げが必要かどうかという判断をしておりますので、まだ数回は必要だと思っておりますが、具体的にいつまでに合わせるという目標は掲げていないところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）もう仕組みがこういうふうになっておりますから、恐らく機械的にやられるんであろうと思いますが、やっぱり今、どんどん物価も上がり、税金は上がり、収入は減るという時代になっているわけで、そういう中で、極力やっぱり低いほうにそろえるという考え方ができないものなのかどうかということなんです。どうなんでしょうか。

○財政課長（今井功司）経済状況等、市民の生活等の状況もございますが、この見直しにつきましては、あくまでも市全体の施設間の調整、均等を図るという趣旨もございまして、ある負担までのラインまでは、機械的といいますか、現行の算定方法で見直し作業を続けてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（持原秀行） よろしいですか。ほかにはありませんか。

○委員（帯田裕達） 先ほど教育委員会の所管事務で、校舎は31年にできて、小中一貫はもう開校すると。しかし、屋内運動場とかグラウンド、それからプールが、やはり2年にまたがって後から追っかけるようにしてできるわけですね、今のこのスケジュールからいくと。それは、財政上の理由が何かあるのか。その辺はどうお考えなのか。

○財政課長（今井功司） 小中一貫、ただいま計画を持って整備しておりますが、その計画につきましては、他事業と市全体の投資事業とのバランスを図ってスケジュールをつくりましてしておりますので、財源を確保できる分、可能な限り確保した上での全体の事業の中での調整で今、お示しておりますスケジュールとなっているところでございます。

したがって、財政的なものも理由としては一つあるかと思います。

以上です。

○委員（帯田裕達） もちろん財源がなければ何もかも進まんですが、やはり小中一貫を始めて取り組むことで、旧東郷町の方々も大分期待をされて、それに了解されてこの計画がなされているわけですから。やはり校舎ができて、先ほど話を聞いていると、運動場とか体育館にしても、スクールバスで送迎して授業をする。そしてまた部活、それから小学校のスポーツの児童クラブのあいうものも、スクールバスで送迎で、例えば授業時間が50分で、送迎が大方10分10分しても20分かかって、それで授業がなされるのかという心配もあるし、大分やっぱり旧東郷町の人たちは期待されておりますから、なるべく財政上はもちろんわからんわけじゃないですけど、なるべくそういうのがないように。

学校としての体をなしていないというのが、やはり一番だと思うんですよ。だったら、2年待って、それから開校すればいいんじゃないですか。そこら辺は、やはりPTAの方、地区コミの方、旧東郷町の方々と、十分話し合いをなされて、そういう協議会をつくってしてるわけですから、それで財政上でどうのこうのだったら、もう2年待ったらほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺はどうお考えですか。

○総務部長（今吉俊郎） 小中一貫校の計画につきましては、御存じのとおり38億円はかかるということで、やはり文部科学省の補助金のタイミングもあったりするかと思います。1年で全部補助金が出るとすれば、それこそできるかもしれないんですけども、やはり全国、あるいは鹿児島県、そして薩摩川内市ということで、割り当てなどを考えるときに、その見込みっていうのも含めた中での校舎の整備計画。あるいは、造成が済んで、そして敷地の、用地の養生といったようなことなども、教育委員会におります専門家のそういったこれからの計算の中でやった結果だと思いますので、副委員長がおっしゃる懸念材料、私も午前中聞いておりましたけれども、そこを何とか教育委員会のほうが工夫するというふうにやっていかなければならないのかなというふうに聞いておりました。

以上です。

○委員（帯田裕達） 現状では、このスケジュールは、もう絶対変わらないということによろしいんですか。このまま進んでいくということですか。

○総務部長（今吉俊郎） 変わらないといえますか、今これで決めておりますので、教育委員会の判断が変われば、また相談を受けますけれども、今のところは、私どもとしてはこれで行くつもりでおります。

○委員（帯田裕達） それで、先ほどから言っているように、地元の方々と十分協議をなさって説明をしながら、それで理解が得られるのか。やはり子供たちのことですから、将来を担う。その辺を、もう学校は建屋はできたけど、運動をするところがないとかというのは、学校じゃないですよ、これは。

もっと、やはり前向きに、財政上のことはわかるけど、何か手だてがあるような気がしますけど。それぞれ財政のほうもだし、教育委員会のほうも考えてやっていることでしょけど、やはり迷惑を被るのは地元の人たち、それから子供たちでありますから十分、教育委員会と前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○財政課長（今井功司） 本日、午前中のうちに、教育委員会の審査の際に御指摘いただいたことも確認し、教育部サイドとも確認をして、今後のスケジュールの調整が可能なかどうかも含めまして、協議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） この件については、委員会の総意でもありますので、しっかりと教育委員会部局と財務当局とのすり合わせをしっかりといただき、開校時にしっかり間に合うようにしていただきたいというのが、ここの委員会の総意でもありますので、そういうふうに理解しておっていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

○委員（井上勝博） 本会議では、何人かの議員からも地方交付税の見直しについて、それをいつするのかというようなことが出ているわけですが、結局、政府のほうからのきちんとした通知というか、何というか、そういうのがないから、まだ見計らっているところですよという答弁なわけですが、しかし金額的には非常に大きい金額でありますので、私は財政運営プログラムを一時凍結するという含めてやらないといけないんじゃないかと思うんです。そうでないと、要するに被害を受けることになるわけですね。

財政運営プログラムに基づいて、財産利活用基本方針というのができておりますし、それから人件費です。職員定数、定員削減の問題も絡んでおりますし、あんまりそういうことをどんどん進め過ぎていくというのは、私は後で後悔することになると。

それは、行政にとってみれば余裕ができてくるわけだからいいかもしれないけれども、市民にとってみれば、これは被害ということになるわけですので、私は、はっきりするまでは、しばらく財政運営プログラムの凍結をすべきではないかと思うんですが、そういうお考えはないですか。

○総務部長（今吉俊郎） 今、井上委員がおっしゃる市民が被害を受けるという意味がわからないんですけども、財政運営プログラムにつきましては、将来の財政見通しを考えながら、人件費の削減、あるいは施設の統廃合、そして普通建設事業費、あるいは維持補修費、そして事務事業の見直しという取り組みをするという財政見通しを見通しながらのそういった四つの取り組みをやっているというのが、財政運営プログラムです。

なので、国の地方交付税の削減が少し緩むというのはあります、少しです。それをどの程度かっているのができませんので、財政見通しの見直しはしていないわけです。

でも、今回の本会議でもいろいろ出ました施設白書に基づきます今後の施設の維持補修費などを考えるとすれば、今すぐできなくても、基金に積むなどのそういった将来に備えた財政の強化っていうのは、引き続きしないといけないということで、前回、前々回の井上議員の本会議質問にも答えましたが、その四つの取り組みのアクセルは踏んだまま、まだ踏み込みもしませんけれども、緩めもしないという意味で、財政運営プログラムは見直す。あるいは、厳しくも緩くも見直す時期ではないということで、方針は今の持っている方針でそのまま進んでいきたいと。

財政見直しを見直せる時期が来ましたら見直し、そしてその四つの取り組みを緩めるのか緩めないのか、あるいはもうこのまま行くのかということで、状況としては、この踏んだアクセルというのは、緩むことはないと思います。

以上です。

○委員（井上勝博） 市民にとって、被害という考え方がよくわからないというお話なんですけども、要するに、これだけ財政事情が厳しくなるよっていう説明をして、それでどうしようもないんですよと、財布にないんですよと、お金が。お金がないからしょうがないじゃないですかというふうに言われて、いろいろと市民も我慢を強いられている面があるわけですね。サービスの後退とかいろいろあるわけですよ。だから、それを被害と言っているわけですよ、私は。

だから、そういうのを今、やっぱりもう声として出ておりますよ。新聞報道では、交付税の見直しというのがあるじゃないかと。一体どうしたことなんだと。何も説明がないじゃないかと。最近でも、財政運営プログラムっていうのが、そのまま従来のものを説明する。

確かに、今回の白書については、囲みの中で、見直しをにおわすようなそういう書き方はされているんですけども、やっぱり、私は被害ということ認識しておく。財布にお金がないんだよっていうことを言っているわけですから。それが、しばらくしたら、もう少ししたら、まだ確定しない部分がわかってくるかもしれないという状態になってるわけですから。

そういう意味では、少しアクセルを、それを緩めるっていうことがあったっていいし、一旦立ち止まって考えておくっていうこともあったって、

私は市民から批判を受けるということがないんじゃないかなど。減ることはないんですから。減ることはないですね。地方交付税を見直しして、減ることがないわけですから。

○財政課長（今井功司） 普通交付税の動向については、また改めて御説明させていただきますと、井上委員言われるとおり、国は合併の際、見通せなかった経費について、6,700億円程度、減額を緩和するよという方針を出しております。これは、総務省の方針でございます。ただし、先ほどありました国のプライマリーバランスを黒字化するという動きの中で、当然、国の歳入の経費もございますが、歳出の経費の削減も検討されてるようでございます。

中身については、まだ全然見えておりませんが、その中で、地方交付税というところも対象の中には入っているようでございますので、確かに合併時点で見えなかったものについては、緩和しますよという動きがございますが、国の予算全体の中でも削減というところもございますので、減らないということではないと思います。ふえるかもわかりません。変わらないかもしれません。ただ、国は全体の動きで減る可能性もありますので、そこらを見きわめていきたいということも実情でございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） いいですか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚） 2点ありまして、まず一つです。今ありました交付税の減額措置の緩和の件なんですけど、今、国が詳細な積算根拠を示していないというのでわからないということなんですけど、大体いつごろこの積算根拠を国は示そうとしているのかの時期がわかりましたら、ちょっとお願いをします。それが1点目です。

2点目です。先ほどの小中一貫校の件なんですけど、総務文教委員会の総意ということで、私、午前中出ておりませんで、済みませんでした。非常に話の内容というのが、この時点に来てこの話があると、やっぱりおかしいなと思いますので、その辺の件について、もっと事前にそういう協議がなされておらなかったということについて、ちょっと答弁をお願いします。

○財政課長（今井功司） まず、私のほうから交

付税の見直しのスケジュール的なものについて、御説明させていただきますと、まず国が考えていますのが、大きく三つございます。支所に要する経費が1点、消防経費、消防やごみ収集運搬に係る経費が2項目めです。3項目めが、健康健診に係る経費などが3項目ございまして、1項目めの支所に要する経費が、平成26年から平成28年度にかけて、3カ年にかけてされます。

2項目めの消防等にかかる経費につきましては、本年度、平成27年度から平成29年度の3カ年にかけて行われます。さらに、三つ目の健康審査等に係る経費は、平成28年度から3カ年、平成30年までに見直しをするということでございまして、支所に関する3年分の1年分については平成26年度で、若干ながらちょっと見えてくるんですけれども、2項目めが本年度からで、本年の算定作業の中で、どれだけ情報としてキャッチできるかということでございます。

3項目めの平成28年度からについては、やはり平成28年度時点の交付税の算定手法の中身を分析しないと、なかなかちょっとキャッチできないということでございます。

スケジュールとすると、全容が見えてくるというのは平成28年度になるかとは思うんですけれども、その前に、情報をできるだけキャッチして、見定められたらと思っているところでございます。

以上でございます。

○総務部長（今吉俊郎） 小中一貫校の建設スケジュールの御質問ですけれども、当然に大型事業ですので、企画政策部の実施計画の取り組みの中で、試算するわけでございます。それに財政的な裏づけも当然に加味するわけですけれども、押しなべていうと、大型懸案事業があるからこそ、一挙に小中一貫校、やりたくてもやれないというのが説明になります。ほかに事業名を上げるのも、ちょっとはばかれますので、いろんな時期の事業、あるいは工事、あるいは施設の改修、そういったものが実施計画の中でどう、もう全てしなければならない、もうどれかを置いておくと、そちらのほうもまた困るというような、そういう判断が働いた中で、やむなくということですが、教育委員会が工夫をして、そして組んだスケジュールというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議員（谷津由尚）ありがとうございます。まず1点目ですけど、わかりました。三つの要素があって、ということは、平成28年度当初予算を組む時点でも、なかなかこれはわからないんじゃないかなというような気がします。正確に見えてくるのは、平成29年の当初予算のときかなと。

その辺になったら、きちんと地に足の着いたのが見えてくるんじゃないかと思いますが、そうなった場合に、財政運営プログラムだと、あと残りがもう数年というスパンになりますので、その辺のかかわりですね。かかわりというか時間的な部分で、どういう御判断を今後されようとしているのか。それは、今の時点でもう持っておかないといかんと思います。そこの方針はですね。それについて、再度答弁をお願いします。それが一つ目です。

二つ目です。いずれにしても、この小中一貫校の件は、子供たちの教育環境をまずは中心に考えないといかんことだと思いますので、余りにもちょっと……。わかります、事情はわかるんですが、結論としては、非常に何か中途半端ではないかなという思いがありますので、そこについて、番外の意見ですので、これはお願いはできませんので、至急検討をお願いしたいということしか言えませんが、これについて、再度答弁をお願いします。

○財政課長（今井功司）議員言われますとおり平成29年度時点まで待つと、恐らく財政運営プログラム上も相当の期間を経過することになりますので、先ほどの回答の中でもちょっと触れさせていただきましたが、可能な限り早目に見極めたというのがございます。

つまり2項目が、本年度から一部算定が入ってまいりますので、その影響額を見定めて、一旦何らかの判断はしたい——内部的に、財政課的にはその影響額について、ちょっと把握したい、と考えているところでございます。

ちなみにその2項目めまでで、約6割強の見直し額が反映される方向性が、若干見える可能性がございますので、今年度の夏の算定を見て、ちょっとまた判断をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○総務部長（今吉俊郎）小中一貫校の整備についての御意見、もう午前中も聞いておりまして、重々私は承知しております。総務文教委員会の総

意、大多数の意見だという委員長の御意見も承知しているところです。

財政としましては、そういう先ほどのような答弁になるわけで、どこかの何かをとめて、これに回すかというようなことにもなるうかと思えますけれども、それではなくて、政策的な判断というのもしなければならぬというふうに受けとめておりますので、ここはできるとは言いませんけれども、そのように受けとめて、ほんとに真剣に検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、財政課を終わります。御苦労さまでした。

次は、税務課、収納課ですが、ここで休憩をします。

~~~~~

午後2時12分休憩

~~~~~

午後2時13分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き会議を開きます。

△税務課及び収納課の審査

○委員長（持原秀行）それでは、税務課及び収納課の審査に入ります。

△議案第60号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第60号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○税務課長（山口秀昭）議案第60号、薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案つづりその1、60—1ページであります。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明をいたしておりますので、省略させていただきます。説明は、総務文教委員会資料で行いますので、資料の10ページをお開きください。

1項目目、改正の概要でございますが、市たばこ税につきまして、旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月

1日までに段階的に廃止することとしております。平成31年度から現行のセブンスター等の一般品と同じ税率になるものでございます。特例税率の改正は表のとおりでございます。

現行1,000本当たり2,495円が、平成28年4月1日から2,925円に、平成29年4月1日から3,355円に、平成30年4月1日から4,000円に、平成31年4月1日から、一般品と同じ5,262円になるものでございます。

また、旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引き上げ後の価格で販売することによる手持品課税も行うこととされたものでございます。

下の表につきましては、たばこ1箱当たりにおける、国・都道府県・市町村のたばこ税合計額であります。御参照ください。

2項目め、その他でございます。その他所要の規定の整備を行うこととしております。

3項目め、施行期日等でございますが、平成28年4月1日となっております。

この改正による影響でございますが、平成26年度の実績から、平成28年度に約380万円の増、平成29年度に約760万円の増、平成30年度に約1,300万円の増、平成31年度には約2,400万円の増の影響が見込まれるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 現在、一般の紙巻きたばこは税金が高い。しかし、このエコー、わかば、しんせいとかってというのは、いわば特別に税金を安くしてあるということですね。それをもう一般のたばこと合わせるということだから、喫煙者にしてみれば、増税ということですね。確認です。いいですね。

**○税務課長（山口秀昭）** そのとおりでございます。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。よろしいですか。

質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

**○委員（井上勝博）** たばこの税金です。私は、できるだけたばこは吸わないほうが、健康のためにいいとは思っております。ただ、やっぱりたばこを吸われる方々にしてみれば、物価がどんどん上がる中で、またこういうものも上がって、暮らしが苦しくなるということでもあります。そういう点では、今の状況のもとで、これだけの税金を上げていいのかという問題がありますので、反対いたします。

**○委員長（持原秀行）** 次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** これで、討論を終わります。

採決をいたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○委員長（持原秀行）** 起立多数であります。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△所管事務調査

**○委員長（持原秀行）** 次に、所管事務の調査を行います。

当局から報告はありませんか。

**○税務課長（山口秀昭）** 特にございません。

**○収納課長（有村辰也）** 収納課も特にございません。

**○委員長（持原秀行）** 両課とも特に報告はないようですが、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 確認というか、もう少し正確に知りたいのは、県が、要するに鹿児島県の中で薩摩川内市を特別に、いわば滞納処分の問題で

強化したのが1年間あったというふうに聞いているんですが、それどういうことなのかなと。よくわからないもんですから、改めてちょっと、1年間というのはどういうことなのか。それはどんだんほかの自治体も回っていくんだということなんでしょうけれども、その1年間って、一体何が起きているのかということをお尋ねしたいと思います。

**○収納課長（有村辰也）** 昨年、県の特別対策班が北薩地域振興局に配属をされております。これは、地方税法第48条に基づくもので、市長の同意を得まして、1年を超えない範囲で滞納処分、それと徴収をできるということで、地方税法の中に規定をされております。これにつきましては、平成25年度から、県が間を平成25年度やりまして、平成26年度、薩摩川内市が県の重点強化対策団体に指定をされております。その経緯があって、県が昨年1年間、徴収対策をとったところでございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** これは、通常の滞納処分の強化という特別はやるわけですけど、通常とする何が違うんですか。要するに、徴収強化をしているのではないかと、徴収強化になるのではないかとということで、ちょっと市民福祉委員会のところで、国保会計が今度県のほうの管轄になると。徴収強化になるのではないかとというふうに言ったら、それはあり得ないと、徴収強化という考え方はないんだと。徴収というのは、もう法に基づいてやってなという答弁だったんですよ。この対策を特別に強化するというのは、徴収強化じゃないのかなというふうに思うんですけども、何が変わるんでしょうか。

**○収納課長（有村辰也）** 県が徴収を強化した部分につきましては、市県民税の徴収について強化をしたところでございまして、市県民税は県が4割、市が6割ということで、県税が含まれる市県民税について徴収の強化を図ったところでございます。国民健康保険税については、市の税でございまして、強化を図ることはないと考えております。

**○委員（井上勝博）** その徴収強化っていうのは、一体何なのかなと。つまり法的には、別にそんなに手を緩めているわけではないわけですよ。それが強化するっていうのは、一体どういうことな

のかと。その辺が、意味がわからないんです。

ある方が相談に来られて、そしてそれを県庁のほうに行ってくださいということで、そこの振興局のほうに行って、そこで滞納の話をされたというふうに聞いているんですけども、どういうことなんですか。市が対応できないものを県が対応してると、そういうことなんですかね。

**○収納課長（有村辰也）** 市も同じ徴税吏員の業務というのは、徴収をすることでございます。それと滞納処分をしていくわけでございますけども、市と同じ対策を県が改めて同じことを強化をして行ったということでございます。

**○委員（井上勝博）** そういう1年間、薩摩川内市に特別に強化しましたと。その実績みたいものが、何か報告がされたりとか、そういう実績についてはどうなりましたというのがあるんですか。結果として、強化しましたら、これだけの実績が上がりましたという報告書があるんですか。もし、あるんだったら、その資料を委員長を通じていただきたいと思うんですけども。

**○収納課長（有村辰也）** 報告自体は、まだつくっておりませんけども、細かい部分については今後、決算に向けて資料整理をしているところです。大きな部分では、約6億円のうち、市県民税が6億円滞納があるわけですが、そのうち県が2億4,000万円、市が3億6,000万円あります。額にしまして、3億3,000万円を引き継ぎまして、1億8,000万円を徴収していただいたということでございます。

以上です。

**○総務部長（今吉俊郎）** 最後で滞納処分という言葉は課長が言いましたけれども、いわゆる過年度のこれまで滞納なされた分を、県民税もありますから県が滞納整理班5名を始良市に平成25年度、そして平成26年度、薩摩川内市に、ことしはまた霧島市か鹿屋市か、そういったところに重点地区と指定をして、そういったいわゆる収納にたけた方が入られました。で、去年、薩摩川内市でしたけれども、ほんとに県民税を滞納分を納めていただく、そういった手法を私どもも結構勉強しました。

ほんとに生命保険まで差し押さえをしますよということで、滞納の方に通知をしました関係もありまして、これまで薩摩川内市は、そこまではしたことなかったんですけども、そういう差し押さ

えの仕方なども実行されまして、ほんとにこれまでの滞納がぐんと、なくなったわけではないんですけども、これまで納めていただけなかった方にも納めていただけるようにしました。効果としては、ほんとに億単位で滞納分が、いつもの年よりふえたということで、決算報告の中でこの報告できると思います。

その県からの報告を資料でというリクエストでしたが、決算のときにお示しできると思いますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（持原秀行）わかりました。ほかにありませんか。

○委員（今塩屋裕一）次世代エネルギーに伴って、太陽光発電だったり、特に柳山ウィンドファーム、高江町の風力発電。いわゆる民間企業だったりいろんな意味で太陽光発電あると思うんですけど、その中で固定資産税がどれだけ上がったのかっていうことと、償却資産がどれくらい上がったのかっていうこと。そして、やっぱり太陽光発電によったら、場所によって固定資産額も違ってくるのでしょうか。山林とか一般の宅地でも建てている方もいるんですけど、その辺の誤差っていうか、どれくらいあるのか教えてもらえればいいと思います。

○税務課長（山口秀昭）ちょっと詳細な数字は押さえておりませんが、確かに委員が言われたように、太陽光発電は相当ふえております。その償却も大分わかってきております。それと、風力発電も一緒ですけども、経済産業省の課税標準の特例という軽減措置が、太陽光とか風力発電につきましては、課税標準を3分の2という形での、3年か5年かはちょっと忘れちゃいましたが、その間は課税標準額を軽減するという措置が講じられております。

固定資産税につきましては、その課税標準を軽減した形で固定資産税をかけると。それと、あとは田んぼ、畑を農地転用をかけられて、太陽光発電を設置されていらっしゃる方もいらっしゃいます。その場合は、宅地並み、雑種地課税になります。その現況地目でもちまして課税をしますけれども、宅地に太陽光発電を設置されますと宅地課税、あるいは課税地目は雑種地になります。

そういうことで、ちょっと額は押さえておりませんが、太陽光発電が相当伸びているというのは事実でございます。

以上です。

○委員（今塩屋裕一）明確に税収はどれくらい入っているのかっていうのは、わからないですね。数値的なものは。

○税務課長（山口秀昭）億単位だと思います、課税的にはですね。

○委員（今塩屋裕一）わかりました。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △総務課の審査

○委員長（持原秀行）次に、総務課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がございませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）これより所管事務の全般の質疑に入ります。御質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、総務課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △秘書室の審査

○委員長（持原秀行）次に、秘書室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がございませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○秘書室長（鬼塚雅之）特にございませぬ。

○委員長（持原秀行）これより所管事務の全般

の審議に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後２時３１分休憩

~~~~~

午後２時３２分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き会議を開きます。

△文書法制室の審査

○委員長（持原秀行）文書法制室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がございませんので、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○文書法制室長（堀ノ内孝）それでは、資料により、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る平成２６年度の運用状況について御報告いたしますので、総務部関係の委員会資料の１ページをお開きください。

まず、１の情報公開条例に基づく公文書の開示請求の状況等でございますが、（１）の表をごらんください。開示請求件数は、実施機関別に市長部局が１５課３０件、教育委員会１課５件、議会局６件の合計４１件でございました。平成２５年度は３７件でしたので、請求件数は全体で４件の増となっております。これらの請求に対する処理状況につきましては、実施機関全体で開示１３件、部分開示２２件、不存在６件となっております。

次に、（２）の表は部分開示、不開示となったものの決定理由を項目ごとに示したもので、それぞれ条例第７条に規定する個人情報等の不開示事由に該当したものであります。

次に、（３）は不服申立ての状況で、昨年度は不

服申立はございませんでした。

次のページの（４）ですけれども、情報公開コーナーの利用状況で、昨年度一般の方から１６０人の利用がありました。平成２５年度は１２３人でありましたので、３７人の増となりました。

一つ飛んで（６）開示請求内容等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、５ページをお開きください。下のほうの２の個人情報保護関係の開示請求でございます。

（１）の表でございますが、昨年度の開示請求件数は、実施機関別に、市長部局が２課２件でございました。平成２５年度の請求件数は５件で、全体で３件の減となっております。主な請求内容は米印のとおりでありまして、申請書、成績開示の請求であります。

次に、（２）と（３）についてですが、訂正請求、利用停止請求、不服申立てはございませんでした。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）文書法制室にお伺いしたいのが１点あります。

本会議で、これは後でも、防災安全課のところでもあるんですけれども、自衛官の募集の適正者情報について、要するに法令にも基づかない要求が自衛隊からあったと。中学校３年卒業というのは、平成２１年度で法が改正されて、自衛官から生徒っていうふうに位置づけられていて、生徒は情報を提供する根拠がないわけです。しかし、誤ってですけれども、自衛隊の鹿児島地方協力本部からその要求があつて、それに対して個人情報保護条例の中で、法令に基づいては例外であるということで提出したと。

これについて、市の責任というのが問われてくるということになるんじゃないかと思うんですけれども、そういう法令に基づかない個人情報を渡してしまったということになりますから、市の責任にならないのかどうか、その辺のお考えがあればお尋ねしたいと思います。

○文書法制室長（堀ノ内孝）自衛官の募集に関する中学３年生の個人情報の提供に関することだと思いますけれども、大まかのことは伝え聞いておりますけれども、個別のその情報開示、情報提

供のプロセスといいますか、どのような形で市に対して要求があったのかというような検討はして回答したのかというところは、主管課の責任、課長の責任において、回答処理されておりますので、私たちは直接タッチしておりませんので、その件についてはコメントを差し控えさせていただきますと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚）その他でもいいですか。

○委員長（持原秀行）どうぞ。

○議員（谷津由尚）済みません。文書の体系の件で、以前はこの句読点の中で、カンマからゴマ点に変更されたというのがあったんですけども、現在のこの文章を構成する上で、大きなタイトルが数字の１、２、３。その次の位が（１）（２）なんです。その次が、ア、イ、ウなんですよね。

これは、読む分には問題ありません。ただ、人が読んでいるのを聞くときに、「あ、い」って言ったときに、非常に聞きづらいというのがあって、これは過去からのこういうしきたりがあってやられているんでしょうけども、これを少なくとも①とか②とか、その辺のルールについて、何か変更の検討はなされてないのか、いかがでしょうか。

○文書法制室長（堀ノ内孝）今、御指摘のありましたとおり、一番大きなところが１、その次が（１）、その次がア、イ、ウという形でやっておるところでございまして、これは今までといたしますか、合併後、こういう形でということで、うちの市の文章の手引きみたいな形で、市役所内を統一したような形でやっております、今まで特に読みにくいとかいうのは、今初めて御指摘いただきましたので、ちょっと今後のまたそういうのが多方面から出てきた場合は、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議員（谷津由尚）今までそういう要望もなかったというふうには聞いております。ただ、大多数の民間の中の文章と比較したときに、やはりここに違和感があるのも事実でして、民間で作成した文章をこの行政の内部で共通化されようとしたときに、どうしてもここはまた見直すという手間がかかってるんだろうと思いますので、その辺のことも踏まえて、また御検討をお願いしたいと思

うんですが、いかがですか。

○文書法制室長（堀ノ内孝）今後の検討課題として対応させていただきたいと思います。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、文書法制室を終わります。御苦労さまでございました。

ここで休憩をいたします。

~~~~~

午後２時４０分休憩

~~~~~

午後２時４１分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△財産活用推進課の審査

○委員長（持原秀行）財産活用推進課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）それでは、議案がございませんので、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○財産活用推進課長（平原一洋）皆様お疲れさまでございます。財産活用推進課でございます。きょうはよろしくお願いいたします。

財産活用推進課からは、薩摩川内市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の改定についてということで、御報告させていただきたいと思ます。総務文教委員会資料の８ページをお開きください。

財産活用推進課は、指定管理者制度の総括を担当しております。指定管理者制度を導入の当初に、指定管理者制度に係る運用指針及びその運用マニュアルを策定いたしまして、事務の遂行に当たっております。

今回、この運用指針の一部を改定したところでございますけれども、指定管理者制度を導入した当時、運用指針の策定につきましては、総務文教委員会に報告をいたしており、その後、改定のために委員会に報告させていただいておりますので、今回、御報告させていただくものでございます。

改定の趣旨は、指定管理者制度を導入してから１０年が経過いたしまして、本制度の趣旨が浸透したことを踏まえまして、指定管理候補者決定の



手続きを簡素化するものでございます。

また、もう一つ、指定管理候補者の選定に当たりましては、公募を原則としておりますけれども、施設の特异性によりましては、非公募とする場合がありますが、非公募とする理由をより明確にするため、運用指針の改定を行ったところでございます。

改定の内容は、まず、一つ目といたしまして、重複しておりました庁内会議を、議案提出のための庁内会議のみ行うことで統一させていただきました。

隣の9ページをごらんいただきたいと思います。9ページの中ほどになりますけれども、選定委員会において審査をいたしまして、指定管理候補者として推薦し、庁内会議において審議した後、市長決裁により、候補者として決定しておりましたけれども、この部分につきまして、選定委員会の審査結果に基づき、市長決裁により、候補者として決定するよう改定したものでございまして、庁内会議を一つ省いたということでございます。

次に二つ目といたしまして、指定管理者制度を初めて導入する施設で、非公募により選定を行う場合につきましては、申請要領を作成する前に、非公募とする理由等を庁内会議に諮ることといたしました。

作業手順では、同じく9ページの上から四つ目の升になりますが、指定管理者を非公募により募集する前に、申請要領等の審議を庁内会議により行うことといたしました。

以上で、運用指針の改定についての報告を終わります。よろしくお願いたします

**○委員長（持原秀行）** 当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（帯田裕達）** 所管事務調査ですんで、公共施設白書をこの前説明がありました。今度の対象が1,160余りだったと思うんですが、その中で、無償譲渡にかかわることで、公共の温泉施設を地元の活性化に生かした形で譲渡をしたいという話が、まず地区コミにありまして、それからいろんな話を聞く中で、実は1カ所、そういう地元の方々に、株式会社なりNPO法人なりを立ち上げて、受ける覚悟で何とかこの地域の活性化に役立てたいということで、今取り組んでいるところがあります。

その中で、いろいろ要望とか条件とか加味しながら検討をしているわけですが、施設によっては、やはり財活のほうから税務課であったり、当局、水道局であったり、いろんなところとまたがって協議するところもあると思いますので、なるべくスムーズに、そしてまた円滑に経営ができるように、そしてまた優良企業になって、固定資産税とかも納めてもらえば、その分だけスピードを持って、市にも十分税収も上がるわけですので、その辺をどのように考えていらっしゃるのか、何かありましたら。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 水道局が所管いたします温泉施設の譲渡等につきましては、基本的には水道局のほうで担当をさせていただいておりますけれども、財活課のほうも、公営施設の処分の総括というので、いろいろな協議とかさせていただいているところでございます。

今、譲渡に向けていろいろな手続、それから検討をしているということで聞いております。その中で、譲渡する条件等について、今後また検討をしていくだろうということでなりますが、今回の甕島館のようなああいう条例をつくって、そういう支援をするというところについても、まだ今のところ白紙の状態でございますけれども、今後どのような対応が可能なのかというのを見極めながら、十分検討をさせていただきたいと思います。

**○委員（帯田裕達）** 前向きに検討をして、なるべくスムーズに、円滑に譲渡ができて、やっぱり企業として、経営として成り立っていけるようなことも考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

**○委員（今塩屋裕一）** 私も副委員長と同感、意見もあるんですけど、合併して、10年前ですね。まさかゆったり館だったり、竜宮の郷、甕島館が無償譲渡というのは、考えられなかったと思うんですけど、そういった施設が無償譲渡ってということで、たまたま私のところの宮里のところは下水処理場がありまして、その周りが、ここの所管が建設整備課が持っているところだったんですけど、もうこなれば、財活課が持っているところは、できれば無償譲渡というのを一大的に広報でも、ネット上で、こういったように宣伝効果を出して、そういったところはたくさん、今、学校跡地にしてもですけど、今度、小中一貫の件で学校も廃校になってくるところもあるわけですから、そういつ

た企業に来てもらうように。太陽光発電とかそういうのを、さっきの税務課でも話をしたんですけど、そうやって無償でやれば固定資産が入ってくるわけですから、そういった今後こういったところを出していきたいとか、財活でこういう何か新たな企画をしていきたいとか、そういうのがあればちょっとお聞かせ下さい。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 御指摘のとおり、確かにいろいろ財産活用推進課のほうでも、遊休資産というのは持っているところでございまして、その有効活用、処分については、鋭意取り組んでいるということで頑張っているところでございますが、無償というのはかなりハードルが高い部分もございます。

というのも、要は市民の財産を無償でやるからには、それなりのそういう例えば公共性であったりとか、地域振興であったりとか、そういうところに資するんですよというところを十分説明した上で、無償で譲渡するというのを議会で諮りながら、議会の同意を得て、受賞譲渡という形になります。

原則的には、対価で処分するというのが地方自治法の中にも書いてございますので、それを一律に遊休資産なのだというのは、無理もあると思いますけども、そう言いながらも、処分には取り組んでいかなければなりませんので、いろいろな、例えば適正な対価で売の場合とか、あとはもう貸し付けで有効活用を図るとか、そういういろいろな方法の中で、市有資産の、公有財産のほうの利活用については検討をしていきたいというふうに思います。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（谷津由尚）** 指定管理制度には、これは本市の問題だけじゃなくて、日本全国の問題なんですけど、グレーゾーンがやっぱり二つあって、一つは設備がかかわる場合のその修繕にかかわる責任度合いです。指定管理先にあるのか、自治体にあるのかというのが一つ。

それと、二つ目が、事務事業を委託する場合の事務事業の委託料です。これを効率改善をしようとしたときに、じゃ幾ら分改善するから幾ら指定管理料を下げられるとか、下げられんとか、その

辺のことの責任分担なんです。

特に、校舎のほうです。事務事業の場合の件については、庁内の行革の皆さんと、ぜひ共通の統一データというか、庁内でやった場合に、その事務事業は幾ら、人件費が1時間当たりとか、一定の単位時間当たりの人件費をきちんと統一データを作成していただいて、そういうのを今後活用していただくということをしないと、非常にやっぱり今から先、この指定管理者に対する指定料金のあり方というのが難しくなってくるだろうと思うんです。その辺のことについては、今の時点ではいかがお考えですか。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 指定管理施設におけます修繕料の取り扱いの考え方でございますけれども、現在は、委託料制とか利用料金制の場合につきましても、1件の修繕が10万円を超える場合については、市のほうで修繕いたしましょうと。それ以下の部分については、指定管理者の責任において修繕のほうをお願いしますというところでのすみ分けは出しておるところではございますけれども、やはりどうしても大規模な改修とかになれば、どうしても市のほうが責任を持ってやらざるを得ない部分というのは出てくると思います。

あと、事務事業の委託料のことにつきましては、おっしゃるとおりでございます。行革のほうが一応、事務事業のほうの担当をしておりますけれども、そちらのほうと、また単価であったりとか、そういうのについては精査をしながら連携をとっていきたいというふうに考えます。

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、財産活用推進課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後2時55分休憩

~~~~~

午後3時 6分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△契約検査課の審査

○委員長（持原秀行） 契約審査課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○契約検査課長（堂元清憲） それでは資料に基づきまして、建設工事の入札状況を説明いたします。平成26年度の数値が確定をしておりますので、主にその部分について説明をします。資料は11ページです。

1の（1）です。入札の執行件数と平均落札率です。平成26年度は、一般競争及び指名競争、合わせて303件を執行いたしました。平均落札率は91.85%です。

次に（2）です。一般競争入札の工種ごとの開札の状況です。件数、入札1件当たりの申込業者数の方の数ほか、記載のとおりとなっております。件数欄の中の破線に工事品質評価型、成績条件つきとございますが、これは過去に受注をされた本市の建設工事の成績評定の平均点を入札参加条件とするものでございます。

それから、右から2番目の不調件数ですが、6件ございますけれども、落札候補者となった方が受注制限に該当したことによるものが4件、開札前の辞退がございまして、入札者なしとなったものが1件、施工体制調査による失格が1件でございます。

なお、これらにつきましては、4件が後日再度、入札公告をいたしまして落札をしております。2件につきましては、随意契約といたしております。

また、同額のためのくじによる落札が115件となっております。工種別では、舗装工事において発生率が高い状況がございました。

次に12ページです。（3）は一般競争入札の予定価格の金額区分別の発注件数です。300件の内訳になります。1,000万円未満の工事が194件、全体の65%となっております。3,000万円以上の工事につきましては、総合評価落札方式ということで発注しております。後ほどこれは説明をいたします。

その下の表ですが、コンサル業務委託でございます。全て指名競争入札、各区分の平均落札率等を示してございます。

不調が2件ございますが、これは予定価格に達

しなかったためでございまして、1件は指名業者を変更いたしまして、もう1件は設計の一部見直しを行いまして、それぞれいずれも落札しております。

次に13ページです。3は、一般競争入札の月別の状況でございます。上の折れ線、三角が平均落札率、棒グラフが発注の件数、下の折れ線、黒い丸の折れ線が入札参加率をあらわしております。

それから、下の表、4ですが、工種別の平均落札率です。2本の棒グラフの右側が平成26年度、左側が平成25年度になります。下のほうに平成25年度との比較がございまして。管と水道施設は昨年度を上回っておりますが、ほかは下回った結果となっております。

続きまして、14ページでございます。これは、工事成績評定でございます。折れ線グラフの三角がその月の最高点、ひし形が平均点、四角が最低点でございます。棒グラフは、成績評定を行った工事の件数です。昨年度は、最高点が83.7点でございました。

すぐその下に、平均点の推移の表がございまして、一番右の欄が、各年度トータルの平均点です。平成26年度は73.05点ということで、これまでで最も高い平均点となっております。

その下の6が、総合評価落札方式の状況でございます。これは、予定価格が3,000万円以上の工事を対象としておりまして、平成26年度は18件、実施いたしました。一番右に逆転件数という欄ございますが、総合評価方式は、入札の価格と入札の価格以外の要素をあわせて評価をいたしまして、評価値という形で数値を算出いたしますが、その数値が最も高い方が落札者となるという方式でございまして、逆転と申しますのは、入札価格が最も低い方以外の方が落札者となった件数でございまして、これは8件ございました。平均落札率は、94.4%でございます。

15ページと16ページにつきましては、成績評定点と検査の件数の年度の推移でございます。全体と主要な7工種につきましてグラフ化したものでございます。平均点等、件数、記載のとおりとなっております。

簡単ですが、以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（持原秀行） ありがとうございます。これより所管事務全般の質疑に入ります。御質

疑願います。

○委員（福元光一） この資料には、ちょっと私が聞きもらしたのかわかりませんが、今、建設業者の経営内容は、全体的に見て、数年前からするとどのような感じですか。

○契約検査課長（堂元清憲） 個別の企業のそういった経営の健全度というんですか、そこはちょっと数字的なものは、我々のほうには直接そういった資料というのは、企業側から提出はされないものですから、意見交換会等、数字で聞く意見の中での話なんですけど、やはり冒頭説明しました入札の発注件数が少なくなっております。今月の初めに、甕島支部のほうの方と意見交換会もあったんですけども、評定点の件もなんですけども、どうしても発注件数が少なくなっている関係で、社員の方の育成とか、あるいはいろいろ評定点を上げるための努力とか、そういう要素がどうしても少ないと。将来的にその辺が不安だという声は、業者の方からは聞いております。具体的なそういう経営がどうなっていったとか、そういう具体的な、数値的なものは、ちょっと直接はお聞きはしておりません。

○委員（福元光一） 入札参加業者、今は電子入札になっているんですけど、参加者、参加企業の経営内容は把握されないんですか、入札前に。

○契約検査課長（堂元清憲） 経営内容につきましては、経営事項審査と申しまして、建設業許可を持っていられる方は、1年7カ月ごとの審査だったと思うんですけども、許可を得られている国なり県なりが、許可行政庁がそういう審査をいたします。その中で、いろんな指数を国なり県なりの課で、そういう判定はされるんですけども、個別に市町村でその発注のときにそれを判断するという部分は、ちょっと発注段階ではない状況です。

○委員（福元光一） 国県はそういう調査をされるということなんですけど、市はその国県からでも、そういう参考資料というのを取り寄せてでも見ないと、もし入札をして、落札業者が途中で倒産した場合に、また困る事態も発生するかもしれませんので。もちろん補償人じゃないけど、補償会社みたいなものもあるんですけど、やはりそういうところも把握しておらないと困ることがあると思いますので、できるものだったら、国県から取り寄せて、ある程度、薩摩川内市の建設業界に

許可を得ている建設業者の経営内容ぐらいは把握しておったほうがいいんじゃないかと思いますので、できる範囲でいいですから、取り寄せて、参考にしながら入札を執行してください。よろしくお願いします。

○委員長（持原秀行） ほかにございませんか。

○委員（井上勝博） 前から、小さな施設の修繕などを小規模の工事ということで、登録した業者に発注したりしていますが、ちょっと話をある人から聞いたんですが、それを指定管理者に移行するような話があるということを聞いて、要するに、施設の修繕とかそういうようなものをもう全てそういう業者に落とすのではなくて、指定管理者みたいな制度にしようんだという話を聞いたんですが、それは誤解ですか。誤った情報なんですかね。

○契約検査課長（堂元清憲） 今の小規模修繕資格登録業者の関係のことかと思うんですけども、市が発注するものを指定管理施設については、もう指定管理者に発注を切りかえると、受注者を切りかえるというのは、ちょっと我々のほうではそこは聞いてはいないところでございます。

ちなみに、小規模事業者につきましては、平成26年度から登録期間を3年間に延ばしまして、それと既存住宅の環境整備事業がございまして、この関係からも非常に登録業者自体はふえております。現在は、6月1日現在で172事業者の方が登録されておまして、これは平成24年度以降にこの既存住宅事業が始まってから、飛躍的に数が伸びて、それ以前の倍近くに、登録業者自体はふえている状況でございます。

○総務部長（今吉俊郎） 今、井上委員がおっしゃったのが、本当かうそかということ、ちょっと私も言明できないんですけども、支所管内のいわゆる市営住宅です。これをスケールメリットで小規模修繕かけていってはどういう話もあるようです。ただ、建設水道委員会の関係で建設部ですので、ちょっと明確なことを申し上げられないんですけども、あながちうそではないかもしれないというふうに申し上げておきます。市営住宅の関係で、あるかもしれません。

○委員長（持原秀行） それは井上委員、もうちょっと自分で調べてみてください。

質疑は尽きたと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。御苦労さま

でした。

ここで、暫時休憩をします。

~~~~~

午後 3 時 18 分休憩

~~~~~

午後 3 時 18 分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△防災安全課の審査

○委員長（持原秀行） 防災安全課の審査に入ります。

△議案第 80 号 平成 27 年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） それでは、審査を一時中止しておりました議案第 80 号平成 27 年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（角島 栄） 防災安全課の平成 27 年度第 1 回補正予算に係る御説明をさせていただきます。予算に関する説明書の 27 ページをお開きください。27 ページの 2 列目になっております。

9 款 1 項消防費 6 目災害対策費を 40 万円の増額をお願いするものでございます。内容としましては、災害予防応急対策費の地域防災組織育成助成補助金 40 万円となっております。

次に、14 ページをお開きください。歳入についてでございますが、21 款 5 項 4 目雑入で、補正額 1,230 万円のうち、防災安全課分はコミュニティ助成事業助成金としまして 40 万円になっているところでございます。

次に、恐れ入りますが、総務文教委員会の資料 17 ページをお開きください。防災安全課、平成 27 年度コミュニティ助成事業補助金についてでございます。この事業の概要としましては、一般財団法人自治総合センターが募集しております平成 27 年度コミュニティ助成事業助成金について、下記団体への助成決定をいただいたことから、平成 27 年度コミュニティ助成事業補助金を下記団体に交付するものでございます。本年度は、東郷町五社上自治会に AED 1 台を整備するものでございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行） 当局の説明がありますが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

以上で、議案第 80 号平成 27 年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○防災安全課長（角島 栄） 特にございません。

○委員長（持原秀行） これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 自衛官のことについてもお話ししますが、その前に、さっき消防局のところで話したんですが、今少し雨はやんでいますけど、すごい長雨になっていますね。各地で、ずっと 3 日間で 1,000 ミリとか、そんなふうなことなども報道されておりますけれども、最近はどう 1 時間に 100 ミリを超えるというのは、当たり前のように各地で超えると。こういったときに心配になるのは、やっぱり広島市のような土砂災害だし、樋脇町でも、昭和 50 何年かに大きな土砂災害で亡くなった方もいらっしゃるって、やっぱりそういう心配っていうのは出てくると思うんです。

これについて、実際、崖地などに住んでいらっしゃる方々は、やっぱり慣れてしまって、崖崩れがあっても自分の命にかかわるような崖崩れはないだろうというふうに思っているところもあるって、あんまり避難するという様子はないよ

うなんです。

ただ、崖崩れが起こるというか、滑るときの兆候として、広島市でもあったと思うんですけど、物が腐ったようなにおいがしたとか、小石が流れてきたとか、そういうような兆候があったりするというのは、テレビでも報道されたりするわけです。そういう点で、一体どういうときに土砂崩れの危険があるのかっていうことについての注意喚起っていう点では、余り強調されていないなど。火災なんかと比べればです。

火災は、防災期間に回って乾燥をしているから、乾燥注意報が出るから、火の元に気をつけてくださいよとかいうことは言うけれども、土砂のこういう問題については、ちょっと注意喚起っていう点では、弱いような気がしているわけなんです。消防局でそれを言ったら、やっぱり防災安全課のほうが専門だと。

ただ、消防局と連携をとりながら、やっぱりやる必要があるんじゃないかなと。消防団もおるわけですから。連携とる必要があると思うんですけど、その辺の土砂災害の対策っていうか、これはもう今の話であるんですけども、そういったものがどんなふうに対策がとられたり、注意喚起がされてたりしているかっていうことをお尋ねしたいと思います。

**○防災安全課長（角島 栄）** 土砂災害対策について、住民にどう周知していくかというだと思います。毎年、このような災害に備えましょうというのを各自治会にお配りしているところであり。今回についても、毎年なんですけど、その大雨の災害に備えてということで、そういう土砂災害に対する兆候についても書いてございます。これは、毎年6月に配付するところでございますので、その点については、住民には周知はしてございます。

今回については、裏のほうにも今度、災害に備えるということで、事前に準備することとか、そういうものも記載してございますので、その点で周知をしているところでございます。

また、毎年2月には、災害対策の詰所要員の方にも、2月にはそういう危険箇所も訪問していたいて、そういう地域ですよという文書を入れてあげたりしています。今年度については、ダイレクトメールでそういう地域については周知をすることとしているところでございます。

また、災害発生時、または災害の予防については、先ほど委員のほうからも言われましたが、消防局のほうと連携をとりながら、自主防災組織の訓練とか設立とか、そういうのも一緒にやっているところでございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** よくわかりました。ありがとうございます。

**○委員（徳永武次）** 6月に入ってから、防災の安全会議というのをやられますよね、地域で、各地区で。あれ、5月にやられたほうがいいんじゃないかなと思います。というのは、雨季の前にやったほうが効果が上がると思うんですよ。せっかく職員の方々もいっぱい出ておられて、各担当職員も配置されて、それから自治会に置き、それからいろんな施設の方々も見えます。ただ、これ5月に全部完了するようなほうがいいんじゃないかなと思います。参加されない議員もおられるみたいですけど。

**○危機管理監（新屋義文）** おっしゃるとおり、やっぱり梅雨に入る前の地域連絡調整会議という部分が終了するべきでございますが、今年度は、実は会計検査が入りまして、防災会議が若干ずれてしましまして、そういうことで、防災会議を受けた形での各地区へのそういう会議への開催ということになりまして、ことしは若干ずれたということでございます。

おっしゃるとおり、やはり前も述べましたけれども、通常は5月31日が梅雨入りでございますので、それまでの間には終了できるような形で、今後は進めていきたいと思います。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 本会議でも取り上げました自衛官の募集の情報の提供のことなんですけれども、これは通告外だったということで、大分お叱りを受けましたけれども。中学校3年生については、平成21年度から、事情が変わっていたにもかかわらず、22年から25年までの間、その情報が誤って提供されていたということでもありますけれども、その件数を年度ごとに教えていただきたいと思います。

**○防災安全課長（角島 栄）** 平成22年、509名、平成23年が563名、平成24年が497名、平成25年が508名、平成26年が480名、計2,557名、5カ年でなります。

以上です。

**○委員（井上勝博）** これについては、実害はなかったという認識かもしれませんが、実際名前を法に基づかないで、法的な根拠もなく名前が自衛隊に渡ったと。名前、住所、性別、生年月日ですよ、4情報です。渡ったということについては、これはやはり個人情報の流出ということにやっぱりなるわけで、最近問題になっている年金情報の流出と全く性質は同じになってくるわけです。

こういうことについて、やっぱり市のほうとしても責任が出てくると思うんです。そこら辺はどういう認識なのか。実害がなかったというふうな認識なのか、まずお尋ねしたいと思います。

**○危機管理監（新屋義文）** 一般質問でもお答えしましたが、法的に基づかない、結果として基づかない提供になってしまったという部分はありません。そういう請求があったこと自体、市としても遺憾でありますし、そういう情報提供に対する部分について、市として適切な対応という部分が欠けていた部分はあるかもしれませんが、例えば国の機関への提供、そして2カ月で全て他に漏れることなく返却されたということ。そして、例えば他の自治体で、ダイレクトメールでその名簿を使って郵送がされて、案内がされたという、そういうことがないこと等を踏まえてみますと、実害がないという部分の中では、情報漏えいという部分についての検討というまだしておりませんが、実害のないという部分での対応だったということでございます。

ただし、やはり個人情報保護条例を適用する場合にあっては、こうした請求に対する対応というのは、今後も適正な形で事務を進めていかないといけないというふうに思っております。

以上です。

**○委員（井上勝博）** それで、この情報を一体何に使っているのかということについてなんですけど、お聞きしたところ、対象がいると。その対象の方が、本人なのかどうかを確認するためだというようなこともおっしゃっていたんですが、そういうことなんですか。本人確認なんですかね。

**○防災安全課長（角島 栄）** 名簿につきましては、自衛官募集相談員、市内には9名委嘱されているところでございますが、その相談員や適齢者について、身近な方から入隊希望者に関する情報

が寄せられた際に、その適齢者本人の確認用に使用するというので、そういう名簿を外に出していない状況でございます。

また、その提供した名簿については、他の情報と同様に、個人情報の観点から適切に回収して、破棄しているところでございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 要するに、就職活動をされている方々について、直接本人などに当たってるんでしょうか。それとも、学校を通じて、例えば高校を通じてやってるんでしょうか。

なぜ本人確認というのが必要なのかちょっと不可解で、例えば私は自衛官になりたいという方がいたとして、本人かどうかを確認する方法というのは、もう幾らでもあるわけで、住民票とかそんなのを見れば、すぐ持ってきてくれるということであれば、確認できると思うんですけれども、そこが何か本人確認というところが、どうも腑に落ちないところがあるんですが、もうこれ以上わからないということですかね。

**○危機管理監（新屋義文）** 具体的な詳細な部分についてはわかりかねますが、例えば就職活動、18歳、例えば22歳の方が一斉に就職活動が始まるということになります。そうした場合に、問い合わせがあったときに、本人を確認するときに名簿があったほうが、その後の円滑な事務が進むということで、提供の依頼があるというふうに認識しております。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 本人確認だったら、住民票でできるじゃないかと。わざわざそういう情報を提供させなきゃいけないような、そんな大げさな話じゃないんじゃないかということは、ちょっと言ってもらえませんか。それで、ちゃんと何の……。腑に落ちんですよ、やっぱり。理解できませんから。

**○危機管理監（新屋義文）** 例えば一斉に就職活動が始まらない。例えば19歳、20歳、21歳という方については、そういう情報が寄せられると、今後は地方連絡本部としては、住民票の閲覧という形で対応をしていくということで聞いております。

で、先ほど来申しておりますように、一斉に就職活動が始まった場合の問い合わせというのは、多分4月、5月、6月、2カ月間のそういう状況

の中で情報が入ってくるという中で、本人確認用の名簿として依頼があるということで認識しております。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

質疑は尽きたと認めます。

以上で、防災安全課を終わります。御苦労さまでした。

---

△原子力安全対策室の審査

○委員長（持原秀行）次に、原子力安全対策室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がございませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○原子力対策室長（遠矢一星）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）いずれにしても、特別委員会はまた月曜日にあることはあるんですけども、ちょっとお聞きしたいんですが、その原子力防災の避難計画についてのその具体的なものは、ほぼ完成してきているのかどうかということだけなんですけど、どの程度まで進捗なのかということをお尋ねしたいと思います。

県のほうとして、例えばスクリーニングポイントとか、そういうのはどうするのかとかいうのが、いろいろ課題がありましたけれども、どうなんでしょうか。

○委員長（持原秀行）原特の関係でしっかりとやっていただきたいと思いますので、終わってください。

○委員（帯田裕達）１点だけ、今ドローンがいろいろ言われてますよね。何か、ドローンで１回、原子力も撮影をされたとか話もありましたが、法的にあればまだ取り締まりの範囲内でないのか。九電さんとの関係もあるんだろうけど、何か情報とかそんなのはお持ちでないでしょうか。

○原子力対策室長（遠矢一星）ドローンの関係につきましては、現在、国のほうでどういった規制をするかというのが議論されてる最中ですが、今、原子力規制庁のほうから各電力に指示が出て

ますのは、監視体制を強化して、そういうのを発見した場合等に関しては、すぐに連絡するようというふうな指示は出てるというふうに聞いております。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。御苦労さまでした。

---

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がございませんので、所管事務の調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）資料の最終ページをお願いします。

公職選挙法等の一部を改正する法律が公布されましたので、概要を説明いたします。

今回の公職選挙法の改正のポイントは、選挙権年齢を現行の２０歳以上から１８歳以上に引き下げられたことと、１８歳、１９歳の未成年者が連座制適用対象の重大な違反を犯し、選挙の公正に支障を及ぼす場合は原則、検察官送致とされたことと等でございます。

では、資料に沿って説明をさせていただきます。

１の選挙権年齢等の１８歳への引き下げ関係でございます。公職選挙法、地方自治法、漁業法及び農業委員会等に関する法律に規定する選挙権年齢等について、１８歳以上への引き下げでございます。国外におられる在外選挙人についても、同じく１８歳以上となっております。

被選挙権につきましては、従来どおり満３０歳以上、満２５歳以上でございますけれども、漁業法での海区漁業調整委員と農業委員会等に関する法律に規定する農業委員会委員の選挙における被選挙権は、満１８歳以上となっているところでございます。

また、選挙運動をすることのできない者の年齢については、満２０歳未満から満１８歳未満に改めております。

次に、２の施行期日関係でございますけれども、公布の日から起算して１年を経過した日から施行ということで、６月１９日施行されましたので、



来年の平成28年6月19日が施行日でございます。で、施行日後初めて行われる国政選挙の公示以後にその期日を公示され、または告示される選挙から適用されるということで、来年の予定では参議院議員選挙が、まず18歳適用の最初の選挙になるかと思えます。

3の選挙犯罪等についての少年法の特例でございます。

(1)の選挙犯罪等についての少年法の特例で、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認めた場合には、検察官への送致の決定をしなければならないと。18、19歳はまだ未成年でございますが、そういう関係になっております。

(2)の検察審査会法等の適用特例でございます。当分の間、18歳以上20歳未満の者は、検察審査員及び裁判員の職務につくことができないことと、成人に達した者でなければ民生委員及び人権養護委員の委嘱をすることができないこととするというものでございます。

4番目でございますけれども、民法の成年年齢等の引下げに関する検討でございます。

選挙権年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における18歳以上20歳未満の者と20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとされたことでございます。

概略ですけど、以上で説明を終わらせていただきます。

**○委員長（持原秀行）** これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（徳永武次）** 今、説明を聞いたんですけど、来年、参議院選挙、後ということですから、それも入ると思うんですけど、当市で大体、18歳以上というのはどのぐらいおられるんですか。

**○選挙管理委員会事務局長（森園一春）** 当市で、6月1日現在、現在の17歳、来年が18歳になるんですけど、その方たちとしますと1,797人。ことしの17歳、18歳、で来年が18歳、19歳になる方はそういう方になります。

**○委員（井上勝博）** 一つは、被選挙権について、従来と変わらないと。しかし、民法、少年法など

は、これから検討する。18歳に引き下げたんだからって思うんですけども、これは特別に何か理由がありますか。被選挙権を従来のままっていう、何か理由があるんですか。

**○選挙管理委員会事務局長（森園一春）** 詳細にはちょっとわからないんですけど、被選挙権の引き下げについては公職選挙法にのっとってありますので、それが必要なことと、あと被選挙権年齢についても、国会議員与野党のプロジェクトチームで議論を続けるということをされておりますので、そう思います。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 選挙管理委員会として、今回のこういう選挙ができる人たちが年齢が引き下がったということについて、本会議でも質問をされて、それで学校の中に投票所をつくとか、そういうことも検討という話が出たわけですけども、18歳といたら高校3年生が入ってくるわけですね。それで、高校3年生がいれば、私たちも市議会議員選挙があるわけ、来年ですね。高校生が、いわば選挙できる人たち、有権者であるということになるわけです。

そうすると、高校の敷地内で選挙活動というのも、そういう自由が確保されるっていうことになるのかなと、ならんのかな。それはどうなるんですか。でも、18歳、有権者なわけでしょう。

**○選挙管理委員会事務局長（森園一春）** 詳細にはわかりませんが、学校の敷地内では選挙運動等にはできないかと思っております。ですので、18歳になられた方について、学校外については、18歳である方は選挙運動ができるということになると思います。学校内ではできないかと思っております。

**○委員（井上勝博）** いわば突然というか、私たちはずっと要求はしてきたわけですけども、政府の側としては、与党の側としては憲法を変えるための国民投票をにらんで、そういうことで急に18歳選挙権ってなったわけですが。しかし高校生の意識そのものは、ついてきていないというふうに感じるんですよ。そこら辺は、選挙管理委員会として、そういう有権者としての自覚を持ってもらうための何か特別にキャンペーンをするとか、そういうものはあるんですか。

**○選挙管理委員会事務局長（森園一春）** 今現在行っているのが、市内の小中高校生の夏休みに

選挙ポスターコンクール、冬休みの習字コンクールを通じての選挙啓発活動を行っております。

あと、大学については、鹿児島純心女子大学で啓発活動を行っているんですけど、それにあわせて今回、また出ましたので、出前授業等を考えております。学校に出向いて行って、いろんな講話等とか模擬投票とか、そして選挙に親しんでいただくという取り組みをしていきたいと考えているところでございます。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。御苦労さまです。

---

△会計課の審査

○委員長（持原秀行）次に、会計課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はございませんか。

○会計課長（今吉美智子）特に報告はございません。

○委員長（持原秀行）それでは、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。御苦労さまでした。

---

△監査事務局・公平委員会事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局からの報告はございませんか。

○監査事務局長兼公平委員会事務局長（火野坂博行）特にございません。

○委員長（持原秀行）それでは、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局を終

わります。御苦労さまでした。

---

△議事調査課の審査

○委員長（持原秀行）次に、議事調査課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がありませんので、所管事務調査をさせていただきます。

報告はありますか。

○議事調査課長（道場益男）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。御苦労さまでした。

---

△教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度  
2分の1復元を図るための2016年度  
政府予算に係る意見書の提出について

○委員長（持原秀行）次に、先ほど陳情第9号を採択すべきものと決定をしましたので、ここでお諮りいたします。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2016年度政府予算に係る意見書の提出についてを日程に追加して、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、この件を日程に追加して、これを議題にします。

まず、書記に意見書を配付させます。

〔意見書案配付〕

○委員長（持原秀行）意見書の案は請願書の内容と同様なものとなっておりますので、朗読は省略をいたします。ごらんいただきたいと思います。

それでは、この意見書案について御意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御意見がありませんので、文言等の軽微な修正については、委員長に御一任いただくこととして、委員会として本意見書案を本会議に提出したいと思いますが、御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議ありませんので、  
本意見書案を提出します。

△地方財政の充実・強化を求める意見書の  
提出について

○委員長（持原秀行）次に、採択した請願第  
7号関係になりますが、ここでお諮りします。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に  
ついてを日程に追加して、これを議題にしたいと  
思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。  
よって、この件を日程に追加して、これを議題に  
します。

まず、書記に意見書案を配付させます。

〔意見書案配付〕

○委員長（持原秀行）意見書案は、請願書の内  
容と同様なものとなっておりますので、朗読は省  
略をいたします。ごらんいただきたいと思います。

それでは、この意見書案について、御意見等は  
ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御意見がありませんので、  
文言等の軽微な修正については、委員長に御一任  
いただくこととして、委員会として本意見書案を  
本会議に提出したいと思いますが、御異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議ありませんので、  
本意見書案を提出します。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（持原秀行）以上で、日程の全てを終  
わりましたが、委員会報告書の取りまとめについ  
ては、委員長に御一任いただくことに御異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後3時53分休憩

~~~~~

午後3時56分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）本会議に戻します。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（持原秀行）次に、閉会中の委員派遣
についてお諮りをします。

現在のところ閉会中の現地視察等は予定をして
おりませんが、今後、必要となった場合の委員派
遣の取り扱いを委員長に御一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（持原秀行）以上で、総務文教委員会
を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

【卷末資料】

請願・陳情文書表

意見書案

受 理 番 号	請願第 7 号	受理年月日	平成 27 年 6 月 9 日
件 名	地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書		
請 願 者	薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号 薩摩川内市職員労働組合 執行委員長 外山 律子		
紹 介 議 員	成川 幸太郎		
要 旨			
地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員を始め人材が減少する中で、新たな行政ニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。 また、経済財政諮問会議では、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政などで歳出削減に向けた議論が進められている。 このような中、本市においては、引き続き地域経済と雇用対策の強化が求められるとともに、質の高い公共サービスを維持するためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源の確保を図ることが極めて重要である。 地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税の在り方について決定する必要がある。 このため、政府の平成28年度予算編成における、地方財政計画の策定に当たっては、過疎地域や離島など条件不利地域及び自主財源に乏しい脆弱な地方の財政基盤に十分配慮するとともに、増大する地方の行政需要に対応した予算措置が必要である。 ついては、貴議会において、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を政府関係者に提出されるとともに、請願内容の実現に向けて強力な働きかけをお願いする。			
記			
1 地方財政計画、地方税の在り方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決定するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議の下に決定すること。 2 子育て、医療、介護などの社会保障分野、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の現行水準の維持確保を図ること。 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、国の責任において財源を確保し、全体の地方財政に影響を与えないようにすること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じないよう、交付税算定の在り方など十分な措置を講じること。 4 地方財政計画に計上されている歳出特別枠、別枠加算及びまち・ひと・しごと創生事業費については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を維持するとともに、国の歳出削減を目的とした一方的な減額は行わないこと。 5 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど急増する社会保障ニーズへの対応と人材確保のための予算確保と地方財政措置を拡充すること。 6 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。また、地方交付税における人件費の算定に当たっては、増大する地域の財政需要を踏まえ、適切な算定を行うこと。			

7 法人実効税率見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税の検討に当たっては、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を始め、地方税収の減少など、財政運営に支障が生じないよう措置すること。

受 理 番 号	陳情第 9 号	受理年月日	平成27年 5 月27日
件 名	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2016 年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市鳥追町2番5号 政元 章伸		
要 旨			
日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっている。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しているほか、日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もある。 離島・山間部の多い鹿児島県においては2学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言えない。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題である。 こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。 いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきである。 三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた結果、自治体財政が圧迫され、非正規教職員も増えている。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。 こうした観点から、2016年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出されるよう陳情する。			
記			
1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合を2分の1に復元すること。 3 離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて複式学級の解消に向けて適切な措置を講じること。			

発議第 一 号

地方財政の充実・強化を求める意見 書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、関係行政庁
に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を
別紙のとおり提出する。

平成 2 7 年 7 月 3 日提出

提出者 薩摩川内市議会
総務文教委員会
委員長 持 原 秀 行

提 案 理 由

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確
に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協
議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方
交付税の在り方について決定する必要がある。ま
た、公共サービスの質の確保を図るためにも、安
定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源の確保を
図ることが極めて重要である。

については、関係行政庁に対し、地方財政の充
実・強化を求める意見書を提出しようとするもの
である。

これが本案提出の理由である。

地方財政の充実・強化を求める意見 書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの
社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の
維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対
策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策
課題に直面しています。一方、地方公務員を始め
人材が減少する中で、新たな行政ニーズへの対応
が困難となっており、公共サービスを担う人材確
保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確
立を目指す必要があります。

また、経済財政諮問会議では、平成 3 2 年のブ
ライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保
障と地方財政などで歳出削減に向けた議論が進め

られています。

このような中、本市においては、引き続き地域
経済と雇用対策の強化が求められるとともに、質
の高い公共サービスを維持するためにも、安定的
かつ地域偏在性の小さい地方税財源の確保を図る
ことが極めて重要であります。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確
に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協
議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方
交付税の在り方について決定する必要があります。

このため、政府の平成 2 8 年度予算編成におけ
る、地方財政計画の策定に当たっては、過疎地域
や離島など条件不利地域及び自主財源に乏しい脆
弱な地方の財政基盤に十分配慮するとともに、増
大する地方の行政需要に対応した予算措置が必要
であります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的
な行政運営を実現するため、平成 2 8 年度の地方
財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に
向けて、政府においては下記のとおり措置される
よう強く求めます。

記

- 1 地方財政計画、地方税の在り方、地方交付税
総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づ
き一方的に決定するのではなく、国と地方の協
議の場で十分な協議の下に決定すること。
- 2 子育て、医療、介護などの社会保障分野、農
林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的
確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う
地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の
現行水準の維持確保を図ること。
- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興
に係る財源措置については、国の責任において
財源を確保し、全体の地方財政に影響を与えな
いようにすること。また、平成 2 7 年度の国勢
調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政
運営に支障が生じないように、交付税算定の在り
方など十分な措置を講じること。
- 4 地方財政計画に計上されている歳出特別枠、
別枠加算及びまち・ひと・しごと創生事業費に
ついては、自治体の財政運営に不可欠な財源と
なっていることから、現行水準を維持するとと

もに、国の歳出削減を目的とした一方的な減額は行わないこと。

- 5 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど急増する社会保障ニーズへの対応と人材確保のための予算確保と地方財政措置を拡充すること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。また、地方交付税における人件費の算定に当たっては、増大する地域の財政需要を踏まえ、適切な算定を行うこと。
- 7 法人実効税率見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税の検討に当たっては、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を始め、地方税収の減少など、財政運営に支障が生じないよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 7 月 3 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、地方創生担当大臣

発議第 号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成28年度政府予算に係る意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成28年度政府予算に係る意見書を別紙のとおり提出する。

平成 年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会
総務文教委員会
委員長 持原秀行

提 案 理 由

子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高める教育環境を実現するためには教職員定数改善が不可欠であり、子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育のための条件整備は不可欠である。

については、関係行政庁に対し、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成28年度政府予算に係る意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成28年度政府予算に係る意見書（案）

日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要であります。一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠であります。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しているほか、日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。

離島・山間部の多い鹿児島県においては2学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障

の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題であります。

こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要であります。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきであります。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた結果、自治体財政が圧迫され、非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠であります。

こうした観点から、平成28年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請します。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて複式学級の解消に向けて適切な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

薩摩川内市議会委員会条例第 3 0 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会
委 員 長